

教育委員会
危機管理
マニュアル

平成13年12月

岩手県教育委員会

まえがき

学校、図書館、博物館などの教育施設は、多くの児童・生徒が学び、また、広く県民の皆様が利用するところであることから、これらの施設の安全確保は最も基本的なテーマであります。

このことから、岩手県教育委員会では、これまでも安全管理、火災予防、防災体制等に関する指針等を定め、児童・生徒等の安全の確保に努めて参りましたが、さらに、その徹底を図るため、今般、危機管理マニュアルを作成したところであります。

このマニュアルは、学校等での事故・事件の事例を掲げ、一つ一つの事例ごとに、危機発生時や危機終息後の対応策、日頃からの予防策等について標準的・共通的な項目を雛型としてまとめたものであります。

各学校等においては、これを参考に、それぞれの実情に応じた、より具体的な危機管理マニュアルを作成し、適切な対応を図るよう望むものであります。

最後に、このマニュアルの作成に当たり御協力をいただいた県関係部局、警察、消防等の行政機関、小・中・高の校長会、PTA連合会等の各団体に感謝の意を表するとともに、今後とも、連携・協力をお願いする次第であります。

平成13年12月

岩手県教育委員会
教育長 合 田 武

目 次

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的	1
第2項 危機管理の現状と課題	3
第3項 危機管理体制の整備	
1 危機発生時の緊急対策	5
2 危機発生時における連絡体制の確認	6
3 報道機関への対応	7
4 地域社会や関係機関、保護者等との連携	8
5 訴訟への対応	9
6 危機対応支援チームの設置及び派遣	10

第2章 事項別危機管理の要点

第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

学校生活等に係る事項	
1 授業中の事故（理科）	13
2 授業中の事故（体育）	15
3 部活動中の事故	17
4 暴力事件（対教師）	19
5 暴力事件（生徒間）	21
6 教育活動妨害	23
7 自殺（予告）	25
8 遠足・修学旅行時の事件・事故	27
9 実習船の事故	29
10 不審者の侵入（不審者情報の提供）	33
11 不審者の侵入（凶器携帯）	36
12 万引き	38
13 下校途中の交通事故	40
14 交通違反	42
15 家出	44
16 恐喝	46
17 盗難（生徒の起因）	48
18 各種大会開催時等の事件、事故	50
19 県営体育施設でイベント開催中の事故	52
学校保健等に係る事項	
20 伝染病	53
21 学校給食による食中毒	54
22 給食への針混入	56
23 毒物・劇物	58
24 飲料水の汚染	60
25 予防接種の事故	62

施設等管理に係る事項

26	施設からの落雪による事故	63
27	県営体育施設利用中の事故	65
28	盗難（施設外からの起因）	66
29	教育施設の爆破（予告）	67
30	教育施設の不法占拠	69
31	授業中の火災発生	71
32	下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生	72-1

第2項 自然災害等に係る事項

1	地震、津波	73
2	火山噴火	74
3	猛獣（山林でクマを発見）	75
4	猛獣（学校周辺にクマが出没）	77

第3項 その他事項

1	窓口対応	79
2	空からの落下物	80
3	本庁における不審物対応	81
4	本庁における不審者対応	82
5	テロへの対処	83

【参考資料】

1	教育委員会危機管理検討委員会設置要綱	85
2	岩手県教育委員会危機管理対応方針	86
3	岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領	88
4	岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領	89
5	地区別、警察・消防等連絡先一覧	90

第1章 危機管理体制の確立

第1項 危機管理の目的

第1章 / 第1項

危機管理の目的

危機管理の目的

学校等における危機管理の目的

- ・ 危機発生時に、幼児、児童、生徒、施設利用者及び教職員の安全の確保を図るとともに、平常時及び危機終息後においても、施設の点検等安全管理に努める。
- ・ いかなる事態が起ころうとも、組織として活動ができる体制を確立する。
- ・ 地域社会や関係機関、保護者等との連携を強化する。
- ・ 情報の一元化を図る。

危機管理の段階

- ・ 危機の予知・予測
過去に発生した事例から、危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、危機の予知・予測に努める。
また、子ども達や社会環境、自然環境等の変化にも十分注意を払い、今後新たに発生する可能性のある危機についても想定し予知・予測に努める。
- ・ 危機の防止又は回避・危機対処の諸準備
平常時においても、幼児、児童、生徒、施設利用者及び教職員に対する教育等を実施するほか、施設・設備に関する定期的な点検等を行うなど、危機への未然防止に向けた取り組みを行う。
- ・ 危機発生時の対処
危機が発生した場合、「生命の尊さ」を最優先し、幼児、児童、生徒、施設利用者及び教職員の安全の確保を図るとともに、全職員が一致協力して危機に対処することが重要である。また、最小限の職員しかいない場合であっても、最低限必要な初動体制を確立することが、初期の対応として重要（初期対応につまずくと最後まで立ち直れない）である。
- ・ 危機の再発防止
危機終息後において、危機への取り組み状況を点検し、再発防止に向けた取り組みを行う。

このマニュアルにおいて、用語の定義は、次のとおりとする。

- ・ 校長等とは、「校長及び施設の長」をいう。
- ・ 学校等とは、「教育委員会が所管又は管理する学校、社会教育施設、文化施設及び社会体育施設」をいう。

第2項 危機管理の現状と課題

危機管理の現状と課題

危機管理の現状

県教育委員会においては、それぞれの個別事象に応じた指針やマニュアルを作成し、各学校や施設に対し指導・助言等を行っているところであり、また、学校や各施設においても、独自のマニュアル等を作成し安全確保について不断の努力を重ねているところである。

なお、これまでに県教育委員会が策定した指針や通知等の主なものは次のとおりである。

「教育施設の安全管理及び火災防止等対策の指針」(昭和60年11月教育長通知)

昭和60年8月事務局内に、「学校火災の防止等施設管理に関する研究委員会」を設置し、教育施設の安全管理の一層の徹底を図るための方策等の調査・研究を踏まえて、建物・設備の損壊、火災、人身事故、不法侵入等の発生の未然防止に万全を期することをねらいとして策定した。

「学校の防災体制の充実に関する指針」(平成8年12月教育長通知)

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、学校の防災体制の充実を図るため作成した。

「岩手山火山被害対策マニュアル(学校防災マニュアル)」(平成10年11月教育長通知)

岩手山の火山活動の活発化を受けて作成した。

指針・通知等と「教育委員会危機管理マニュアル」との関係

このマニュアルは、緊急時に「何を」、「どのように」行うべきかを要約したものである。

基本的な文書処理や、日常の点検項目などの詳細については、個別のマニュアルが出されているので、それらを参照し危機管理について適正な事務処理を図っていただきたい。

なお、このマニュアルは、学校等において危機管理の常備の綴りとして活用していただきたい。

危機管理の課題

これまでは、各学校や施設においては個別にマニュアル等を作成し危機に対応していたことから、危機に対する基本的な考え方、危機への対処の方法及び体制が不十分であることも考えられる。

このことから、これらの課題を解決するため、「教育委員会危機管理マニュアル」を作成したものである。

なお、今回作成したマニュアルは、標準的・共通的なものであり、学校等においては、これをもとに、それぞれの実態に即したマニュアルを作成し、必要に応じて見直すものとする。

課題解決のため、このマニュアルに明示したもの及び留意事項

危機に対してどの時点でどのような対応をするのか

平常時に取り組むべき事項、危機発生時の対応、危機終息後に取り組むべき事項をそれぞれ明示した。

危機発生時の業務分担

学校等及び教育委員会事務局の業務分担を明示した。

危機対応支援チーム

教育委員会事務局に危機対応支援チームを設置し、学校等の危機発生時に派遣し支援を行うことを明示した。

第3項 危機管理体制の整備

1 危機発生時の緊急対策

事件・事故発生直後は、短時間に多くの対応が求められることから、それに戸惑うことなく危機管理マニュアル等により初動体制を確立し、危機管理に当たることが重要である。

なお、個別の事象に関わる対処方法は「第2章 事項別危機管理の要点」に記載しているので、ここでは総括的なものについて述べることとする。

危機発生時の対応

- ア 危機発生時には、直ちに校長等に対して何がどこで発生したかを連絡する。
- イ 危機発生時に教職員が最初に直面することは、危機発生現場での対応である。このことから、何を最優先に対応するのかマニュアル等に従って冷静に判断する必要がある。

現地対策本部等の設置

- ア 危機発生の報告を受け、速やかに対策本部等を設置し、情報の収集や分析、危機への対応方針等の決定などを行う。また、危機管理に対処するため、あらかじめ職員の役割分担を決定しておく。
この場合、同一の役割分担について複数の職員を配置することが望ましい。

イ 校長等のリーダーシップ

危機発生時における管理職の役割は、危機の状況を的確に判断し、全職員に対して「緊急対応（緊急体制）を実施する」旨を発し、危機管理の役割分担等について指示を行うことである。

この場合、校長等は自らの所在を明らかにし、職員からの報告・連絡が円滑に実施できるように努めなければならない。

ウ 組織的な対応

危機発生時には、組織的な対応が求められることから、対策本部での決定事項等が全職員に周知され、直ちに危機管理体制を構築できるようにする。

正確な情報の収集及び共有化

正確な情報の収集及び共有化を図ることは、憶測や風評が飛び交い、無用な混乱が生ずることを防ぐ意味からも重要である。

関係機関との連携

教育委員会や警察等の関係機関と日頃から連携を図り、危機発生時は勿論、平常時においても指導・助言を得られるよう努める。

保護者・地域社会との連携

保護者や地域住民等の関係者と協力し危機の解決に努めるとともに、幼児、児童、生徒や施設利用者等を守る体制を整備する。

通信手段の確保

危機発生時には、電話回線が混雑することが予想されることから、代替の通信手段を確保する。
(例：携帯電話、ポケットベル、電子メール、タクシー会社等の業務無線、アマチュア無線ほか)

報道機関への対応

報道機関への対応は、校長等が当たる。(7ページ参照)

2 危機発生時における連絡体制の確認

危機発生時における県教育委員会の窓口

危機管理の総合窓口は原則として総務課とするが、災害情報報告系統図、文部科学省への報告事項等、個別の連絡体制が定められているものについては、それによる。

個別事例の窓口は、「第2章 事項別危機管理の要点」に記載されている担当課とするが、複合化された危機が発生した場合の連絡先は総務課とする。

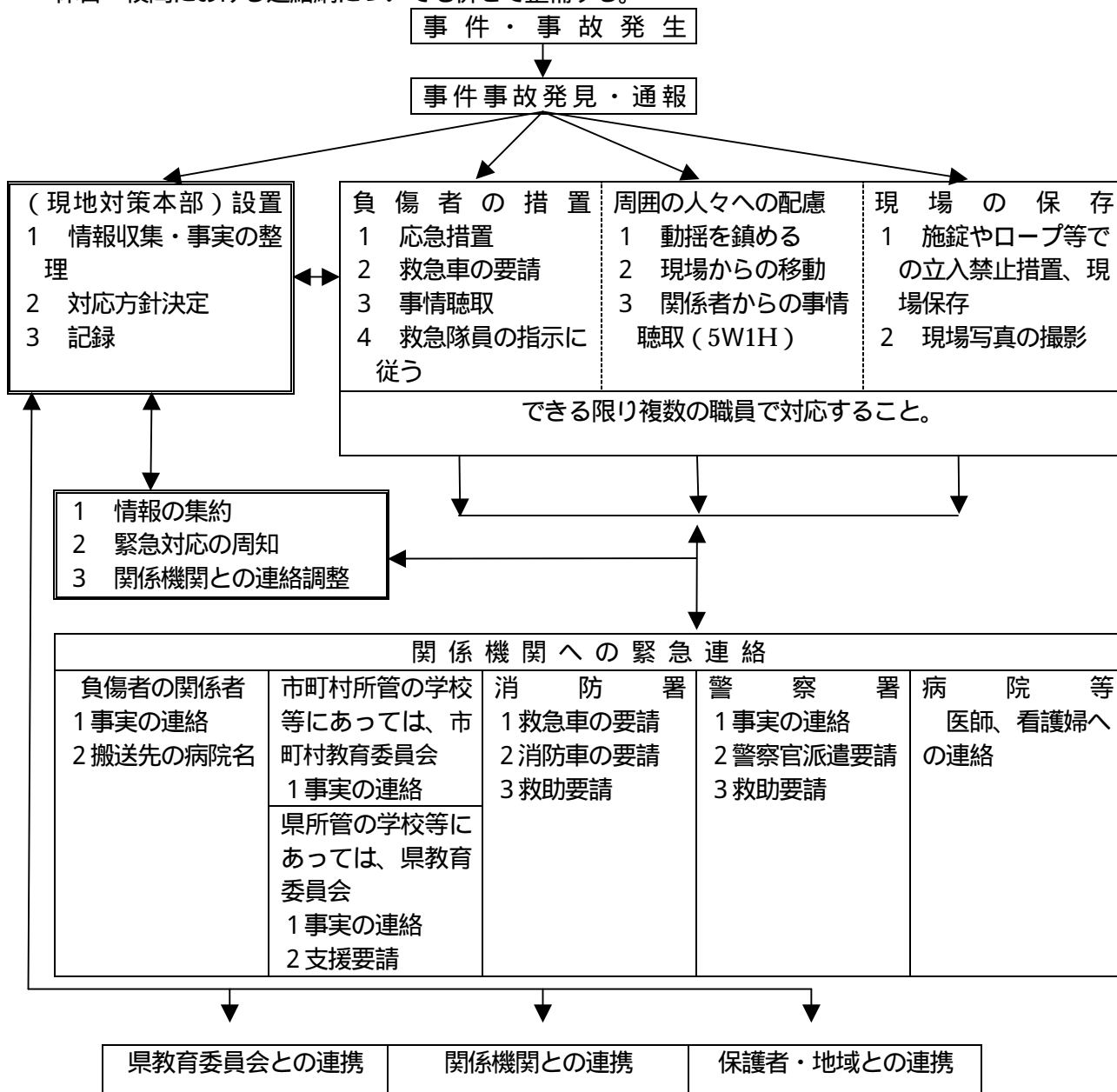
なお、危機発生時の連絡を受けた本庁各室課長は、その内容を遅滞なく総務課長に報告する。

財団法人日本体育健康センター及び財団法人学校安全互助会に関わる事項についての窓口は、スポーツ健康課とする。

このフローチャート図は、危機発生時における連絡網を例示したものである。

各学校等においては、これらを参考として連絡網を整備する。

休日・夜間における連絡網についても併せて整備する。



3 報道機関への対応

対応の基本的な考え方

情報の公開

- ・ 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から個人のプライバシーを最大限尊重する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。
- ・ 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由、範囲等について、明確な説明を行うものとする。

公平な対応

報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないよう公平な対応に努める。

留意すべき事項

対応窓口の一本化

報道機関の取材に対しては、校長等又は予め校長等から指示を受けた者を報道担当者（複数が望ましい）と定め、窓口を一本化する。

報道担当者の職務

- ・ 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。
- ・ 報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要がある事項については、協議後に報道資料を作成する。

報道機関への要請

報道担当者は、報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。また、同文書を県教育委員会を通じ教育記者クラブに提供する。

（例）・校地（施設）内への立ち入りに関して

- ・ 教職員、児童生徒への取材に関して
- ・ 取材場所、時間に関して
- ・ 報道資料の提供（記者会見）予定に関して 等

報道機関の取材・報道資料の提供・記者会見

- ・ 報道担当者は、報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する。また、報道資料は、県教育委員会を通じ教育記者クラブに提供する。
- ・ 報道担当者は、報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。
- ・ 事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

県教育委員会への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、県教育委員会に支援を要請する。

参考

危機発生時には、多くの報道関係者等が殺到するほか、TV中継車等の駐車場の確保や記者会見の設定等、様々な問題が発生する可能性がある。このことから、学校等においては、市にあっては記者クラブの幹事社、町村にあっては地域の所轄報道機関と連携を平常時から図っておくなどの配慮が必要である。

4 地域社会や関係機関、保護者等との連携

地域社会との連携

学校や教育施設等はその地域における中核的な施設であり、日常、様々な場面での交流を通じて、学校等から地域に対して適時・適切な情報提供を行うとともに、地域からの情報収集を行うことにより相互の連携、意思疎通を図る必要がある。

具体的には、

町内会役員、民生・児童委員等の関係者との連携

商店、ガソリンスタンドなど地域の中核となる商業施設等との連携

地域住民との連携

これら地域の関係者と十分に連携をとることにより、「こども110番」等の設置など、緊急事態発生時の協力関係の構築、また、地域における様々な情報の収集を図り、学校や教育施設等の運営に活用する。

関係機関との連携

ア 県教育委員会との連携

危機発生時には様々な問題が発生し、適時・適切に対応する必要があるが、事案によっては学校等だけで対応するには限界があることから、県教育委員会に対して指導・助言あるいは職員の派遣を求めることも必要となる。

県教育委員会が行う具体的な支援内容

危機対応の当事者である学校等では、現場が非常に混乱しており、業務も輻輳していることが考えられ、必要な措置や対応を見落とすことがあると思われることから、概ね次の支援が考えられる。

- ・ 学校等への指導・助言
- ・ 関係機関との協議、連絡調整
- ・ 危機対応支援チームの派遣（10ページ参照）

イ 関係機関との連携

日常の連携

学校や教育機関の運営に関し密接不可分な関係にある警察、消防、病院等の各種関係機関とは、例えば、学校であれば、学校の指導方針や現状等の説明を行うなど、連携を強化し、日頃から相談できるような関係を構築する必要がある。

危機発生時の連携

危機発生時の被害やその後の被害の拡大を最小限にするため、警察、消防、病院等の各種関係機関に対して支援要請を行うことを基本とする。

なお、支援要請を行うに当たって、校長等は正確な事実関係を把握し、その必要性を判断するものである。

保護者等との連携

学校は、これまで学校運営を行っていく上で、様々な場面で保護者との関わりをもっていることから、危機発生時においても、日常の関わりの中から協力関係を構築すべきものである。

ただし、危機発生時における学校から保護者に対する連絡体制等については十分整備しておくことが重要である。

5 訴訟への対応

県が被告となる場合

ア 訴訟の種類

教育委員会において、教育委員会（岩手県）又は教育委員会の職員を相手に訴訟が提起される場合としては、おおむね次のようなものが想定される。

類 型	被 告	原 告	事 例
処分の取消訴訟	教育委員会	処分を受けた者	職員の懲戒処分の取消訴訟 情報公開請求に係る非開示決定の取消訴訟
住民訴訟	職員	住民（住民監査を請求した者）	違法な公金の支出にかかる返還請求
国家賠償法第1条（公務員の権力行使による不法行為）に基づく損害賠償請求訴訟	岩手県	損害を受けた者	教師からの体罰により財産的損害（治療費等）、精神的損害を受けたとして提起する損害賠償請求訴訟
国家賠償法第2条（公の営造物の設置又は管理の瑕疵）に基づく損害賠償請求訴訟	岩手県	損害を受けた者	県立学校、県営体育施設等の設置管理の瑕疵により財産的損害を受けたとして提起する損害賠償請求訴訟
その他民事訴訟	岩手県	利害を有する者	学校用地と隣接する民地との境界確認、工事契約、委託契約に起因するトラブル等

イ 訴訟が提起された場合の対応

総務室との協議

応訴手続

- ・ 訴訟代理人（弁護士）の選任
- ・ 方針決定（一部認容、全面的に争う等）
- ・ 指定代理人選任（県が被告となった場合）

ウ 弁護士との訴訟委任契約

（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う）

県が原告となる場合の対応

県が国家賠償請求訴訟に敗訴し、原告に損害賠償した場合、この真の原因者に対する求償権を行使する場合や、県が営造物の設置の瑕疵により、生じた損害を賠償した場合において、施工業者に瑕疵担保責任を追及するような場合には、県が原告となり訴訟を提起する必要がある。

訴えを提起するか否かの方針検討

議会の議決手続き（地方自治法第96条：議決事件）

弁護士との訴訟委任契約

訴え提起（準備書面提出、第1回口頭弁論への対応等、訴訟代理人の指示に従う）

6 危機対応支援チームの設置及び派遣

趣旨

危機対応支援チーム（以下「支援チーム」という。）は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うために設置し派遣するものである。

設置及び派遣基準

教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときに支援チームの設置及び派遣を行うものとする。

前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときに支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

支援業務

第2第1項により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行う。

の業務について例示すると

幼児、児童、生徒の動揺回避、保護者等への対応、警察・消防等の関係機関との連絡調整、報道機関への対応、その他必要と認められる事項等が挙げられる。

第2第2項により派遣される支援チームは、教育長が別に指示する支援業務を行う。

により派遣される場合とは

広域的な危機等により総合的な調整が必要と認められる場合等をいう。

組織

支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

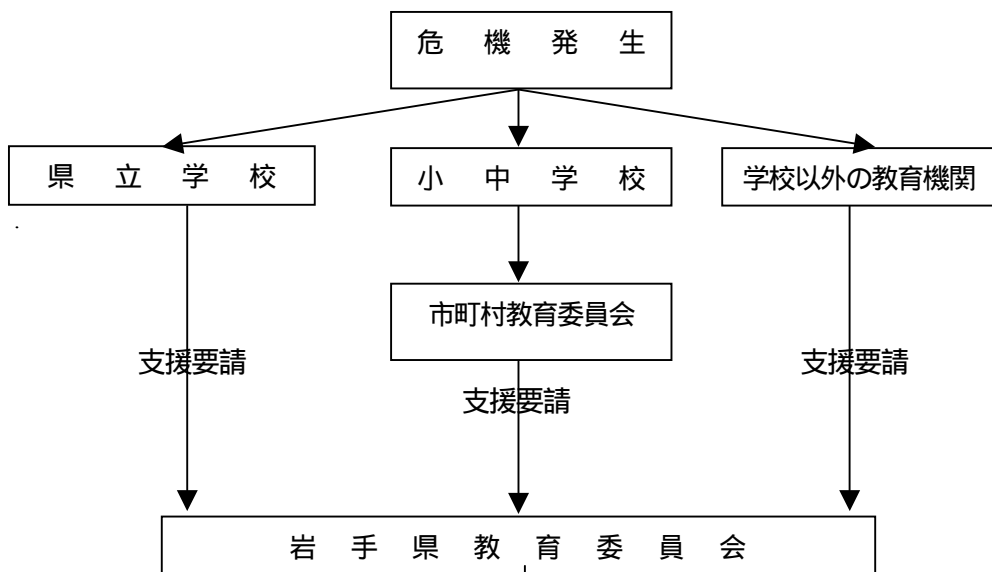
庶務

支援チームに関する庶務は、総務課において処理する。

解散等

支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

危機対応支援チーム派遣フローチャート



情報収集

危機対応支援チーム				
1 職員の選定 2 派遣開始 この表は、小学校への派遣を想定したものであり、派遣職員は個々の事象ごとに異なるものである。	所 属	派 遣 職 員	人 員	
		総 務 課	法規担当者	1
		教 職 員 課	管理主事	1
		学 校 教 育 課	指導主事 (生徒指導担当、義務教育担当)	1
		学 校 財 務 課	市町村助成担当者	1
		スポーツ健康課	保健体育主事 (学校健康体育担当)	1
		教 育 事 務 所	管理主事、指導主事等	2
	必要に応じて専門的知識を有する職員			

現 場	<ol style="list-style-type: none"> 1 幼児、児童、生徒の動揺回避 2 保護者等への対応 3 警察・消防等の関係機関との連絡調整 4 報道機関への対応 5 その他必要と認められる事項
-----	---

危機終了に伴う業務終了

第2章 事項別危機管理の要点

第1項 幼児・児童・生徒及び施設利用者に係る事項

1 授業中の事故（理科）

A高校1年生の化学の実験で、担当教員が水素を発生させ、マッチで引火し小さな爆発により水素の存在を確認する演示実験を行った。その後、班別の生徒実験で、B班では反応が遅かったので、Cさんがフラスコを振り、水素発生装置のゴム管近くでマッチを点火したとき、フラスコが破裂した。飛び散ったガラス片により、数人が負傷した。

危機発生時の対応

救急（応急）措置

- ・ 担当教員は、生徒の負傷の有無等を確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- ・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
- ・ 担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害発生の恐れがないかを確認し、発生の恐れがある場合は、避難の指示を出す。
- ・ 養護教員は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する
- ・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡する。

状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況や使用した薬品等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。
- ・ 教室や器具の被害の状況を確認する。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|---|
| 消防（119番） | - | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。 |
| 病 院 | - | 負傷者の治療ため、医師に状況説明を行う。 |
| 警察（110番） | - | 校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。 |
| 保 護 者 | - | 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | - | 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。 |

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 校長と関係教員は負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本体育・学校健康センターの手続き、治療費等について説明を行う。
- ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

生徒がゆとりをもって実験・観察に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。

予備実験を行い、安全性を確かめる。

生徒に実験の基本操作や器具の正しい使い方等を指導するとともに、教員の注意事項を聞き取ることができるような指導を行う。

実験中は、適切な机間指導を行う。

実験に際しては、できるだけ皮膚の露出部分が少ない服装にするよう配慮する。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令

理科教育振興法 第1条(目的)

国家賠償法 第1条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権)、第3条(賠償責任者)

民法 第709条(不法行為)、第715条(被用者の加害行為に対する使用者の責任)

日本体育・学校健康センター法施行令 第7条(学校管理下における災害の範囲)

2 授業中の事故（体育）

A高校で、運動会の公開競技として行う組体操の練習中、ピラミッドの演技練習で最上部に登っていた生徒が、到達直前に下段の生徒がバランスを崩したため床面に落下し頭部を強打した。呼びかけに対して反応が無く、顔面も蒼白となっていた。

危機発生時の対応

救急（応急）措置

- ・ 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- ・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
- ・ 担当教員は、他の生徒を、救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- ・ 養護教員は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
- ・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡する。

状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|---|
| 消防(119番) | - | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。 |
| 病 院 | - | 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | - | 校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。 |
| 保 護 者 | - | 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | - | 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。 |

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本体育・学校健康センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
- ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に即した指導計画を立てる。

生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

関係法令等

国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）

民法第709条（不法行為の一般的要件・効果）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者の責任）、第722条（損害賠償の方法、過失相殺）

学校保健法第2条（学校保健安全計画）

日本体育・学校健康センター法施行令第7条（学校の管理下における災害の範囲）

3 部活動中の事故

S高校の陸上競技部1年生の男子生徒が、長距離練習として3000メートルのタイムトライアルを行っていた際、1800メートルほどを走ったところで急に胸を抱えずくまるように倒れた。すぐに部活動顧問が駆けつけたが、意識を喪失しており、呼吸も脈拍もなかった。

危機発生時の対応

救急（応急）措置

- ・ 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- ・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。
- ・ 担当教員は、他の生徒を、救急活動の障害にならない場所に移動させる。
- ・ 養護教員は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
- ・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡する。

状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- | | | |
|----------|---|--|
| 消防(119番) | - | 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。 |
| 病 院 | - | 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。 |
| 警察(110番) | - | 校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。 |
| 保 護 者 | - | 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。 |
| 教育委員会 | - | 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。 |

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

- ・ 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- ・ 練習内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因

について調査し、再発防止に取り組む。

支援・援助

- ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本体育・学校健康センター等の手続き、治療費等について説明を行う。
- ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。

生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

部顧問が、活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

関係法令等

国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）

民法第709条（不法行為の一般的要件・効果）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者の責任）、第722条（損害賠償の方法、過失相殺）

学校保健法第2条（学校保健安全計画）

日本体育・学校健康センター法施行令第7条（学校の管理下における災害の範囲）

4 暴力事件（対教師）

A 中学2年B組の数学の時間に、携帯電話でメールを送っていたC男に対して、D教諭がやめるよう注意をした。C男が反抗的な態度をとったため、D教諭が携帯電話を取り上げた。逆上したC男はD教諭を足蹴りにしたが、その際にD教諭が負傷した。さらに危害を加えようとしたが、クラスの男子生徒がC男を取り押さえ、女子生徒が職員室に助けを求めてきた。

危機発生時の対応

救急（応急）措置

- ・ 負傷した教員、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、校長へ連絡を行う。
- ・ 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した教員の応急措置を行う。負傷の程度により救急車（119番）の出動を要請する。
- ・ 養護教員は、負傷した教員の応急措置を引き継ぐとともに、速やかに負傷した教員の家族に事故の概要を連絡する。
- ・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当が必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡する。

状況把握

- ・ 教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 担任等が生徒の状況を把握し、生徒の動揺を抑えるとともに、特に心的影響を受けている生徒に対しては保健室等で落ち着かせるなどの処置を行うほか、他の生徒に状況を説明する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した教員に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、他の生徒や保護者、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防(119番) - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し状況説明を行う。

病 院 - 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。

警察(110番) - 校長は状況に応じて事件が発生したことを連絡する。

保 護 者 - 加害生徒の保護者に、把握した事実を説明し、保護者へ来校を促す。

（加害者）

家 族 - 負傷した教員の家族へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。

教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに市町村教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 学校は、加害生徒の保護者と面談し、さらに、被害を受けた教員を交えて事件の説明と双方の話し合いの場を設定する。
- ・ P T A役員、市町村教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。

心のケア

- ・ 事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラ - 等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の心理判定員やスクールカウンセラ - 等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。

再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

教育相談の充実

- ・ 学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
- ・ 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。

保護者との連携

家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センタ - 等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

校内研修等の実施

校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

関係法令等

民法 第 709 条(不法行為)、第 714 条第 2 項 (責任無能力者の監督義務者の責任)

5 暴力事件（生徒間）

昼食時間、A高校の1年生の教室で、日頃から折り合いの悪いB男とC雄はちょっとしたことから口論となり、感情的になったB男は突然、C雄の顔面を殴打した。C雄は横転し、その直後、意識を失った。知らせを受けた教師が駆けつけたときには、B男の行方は分からなくなっていた。

危機発生時の対応

救急（応急）措置

- ・ 負傷した生徒、加害生徒及び周囲の生徒への対応のため、複数の教職員で教室に向かうとともに、校長へ連絡を行う。
- ・ 負傷者の意識の有無、顔色、呼吸、脈拍などを確認し、負傷した生徒の応急措置を行うとともに、救急車（119番）の出動を要請する。
- ・ 養護教員は、負傷した生徒の応急措置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する病院があるかなどを確認する。
- ・ 救急車到着までの間、心肺蘇生法などの手当てが必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 教職員は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 教職員は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の病院に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡する。

状況把握

- ・ 教職員は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 当該クラスの担任等が生徒の状況を把握し、生徒の動揺を抑えるとともに、特に心的影響を受けている生徒に対しては保健室等に入室させ、落ち着かせるなどの処置を行うほか、状況を説明する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、教頭又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 早急に、事件の概要について全教職員で共通理解を図り、他の生徒、保護者、地域の人々や記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。
- ・ 加害生徒の保護を図るため、地域割り等を行い、可能な限りの搜索活動を行う。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 消防（119番） - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し状況説明を行う。
- 警察（110番） - 事件の発生を連絡し、加害生徒の保護を依頼する。また、その際、写真の提供、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。
- 保護者（加害者） - 加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。
- 保護者（被害者） - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
- 教育委員会 - 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や状況について情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱をさける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 学校は、被害者及び加害者の保護者と面談し、また、双方の保護者を交えて事件の説明と話し合いの場を設定する。
- ・ 被害者の見舞いには、校長、関係教員、加害生徒及びその保護者を同行し対応する。
- ・ P T A役員、県教育委員会等との連携を図り、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行い、事件の概要や今後の対応方針を説明し、協力を求める。

心のケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラ - 等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 加害生徒のカウンセリングは、児童相談所の心理判定員やスクールカウンセラ - 等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら行う。

再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日常の言動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

教育相談の充実

- ・ 学校や家庭のことなど、どの生徒も不安やストレスを抱えていることが考えられるため、一人一人の生徒に教師が積極的に声をかけ、不安や悩み等がうち明けられる信頼関係を確立し、相談の充実を図る。
- ・ 自分のことや友人のことで心配なことは、いつでも相談にのることを日頃から折りに触れ伝える。

保護者との連携

家庭での生徒の様子で気になることがあれば、すぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から生徒理解についての助言を得たり、警察や補導センタ - 等に学校の現状や指導方針について説明するなど、日頃から相談できる関係づくりをする。

校内研修等の実施

校内研修等を通じて、事例研究や最新の実態を認識し、事件・事故が発生した際の教職員の対応力を高める。

関係法令等

国家賠償法第 1 条(公権力の行使に基づく損害の賠償責任)

民法第 7 1 4 条第 2 項(責任無能力者の監督義務者の責任)

日本体育・学校健康センタ - 法施行令第 7 条(学校の管理下における災害の範囲)

6 教育活動妨害

A中学3年のBは、日頃から教師の指導を受け入れず、暴言、授業妨害、教室を抜け出す等をくり返している。教員はその都度、その生徒の対応に追われ、授業の進度に遅れが目立ち始めた。また、これを知ったクラスの保護者から、何とかしてほしいという電話が校長のもとにあった。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 校長は、関係教職員から情報を収集し、今までの経過や、原因・背景を分析する。その後、今後の対応方針について関係教職員と協議する。
- ・ 他の生徒への影響が大きい場合には、出席停止も視野に入れながら対応を検討する。

緊急（応急）措置

【担任及び教科担任への支援体制】

全教員による指導

- ・ 生徒が教科により授業態度を変えないよう、全教員が「学習の決まり」等、どの教科でも共通して守るべき事項等を確認・共通理解し、授業に取り組む。
- ・ 担任及び該当教科の担任のみが負担を感じる場合があるので、常に全教員で指導する体制の確立と確認する場を設ける。

授業形態の工夫

チーム・ティーチングなどの授業形態を取り入れ、複数指導及びわかる授業に取り組む。

【保護者への対応】

問題行動を起こす生徒の保護者と話し合いの場をもつほか、家庭訪問を行い、保護者に本人の行動の事実を伝える。また、学校の指導方針を説明し協力を依頼する。

更に、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接し、保護者と学校の信頼関係の構築に努める。

【生徒への対応】

- ・ 問題行動を起こす生徒の指導

行為の背景に不満や悩み等がある場合は、共感的に対応しながら、解決に向けて共に考える。

担任との信頼関係が不十分な場合は、教育相談担当等の他の教員が対応し、担任との信頼関係づくりを行う。なお、生徒一人一人と向き合う機会を数多く持つ。

- ・ 学級全体の指導

学級づくりに力を入れ、問題を起こす生徒もクラスの一員であるという連帯感を持たせる。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ これまでの経過や原因・背景等について、情報を集め、校長は正確な事実関係を早急に把握するとともに、正確に記録を取る。

- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し混乱を避ける。

なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

教育委員会への報告

校長の文書による事故報告の前に、電話で事故の概要を市町村教育委員会に報告し、助言を受ける。

出席停止の措置を行う場合について

上記の対応をとっても生徒の性行に改善が見られない場合には、出席停止の措置をとることができる（学校教育法第26条・第40条）。

出席停止の要件としては、以下の4点である。

- ・ 他の児童（生徒）に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- ・ 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- ・ 施設又は設備を損壊する行為
- ・ 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

その場合、当該市町村教育委員会規則に基づいて手続きを行うこととなる。権限が教育委員会、教育長、校長のいずれにあっても、常に当該市町村教育委員会と連携し、手続きを進めなければならない。また、決定に際しては、当該生徒や保護者の弁明の機会を持つなど、十分な配慮が必要である。

出席停止の措置がとられた場合、その期間における生徒の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じる必要があるので、学校では、家庭訪問、学習課題の準備、添削等学習面と心のケアの両面において生徒を支援する措置を講じなければならない。

危機終息後の対応

原因の究明

調査の記録をもとに発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 学校は、校長、学級担任、教科担任等の関係職員と生徒の保護者を交えた話し合いの場を設け、事件発生の原因や問題点を明らかにするとともに、状況改善のための方策を話し合う。
- ・ 校長は、教職員が学校、学級、生徒の実態や指導等について、いつでも、何でも、気軽に相談できる体制を整える。

心のケア

- ・ 事件により周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 担任には、管理職あるいは同僚からの声かけなどにより心のケアを図る。

再発防止

- ・ 学年での交換授業や教科を分担しながら複数の教師が関わり、学級の生徒の動揺を静める。
- ・ 担任は、家庭の協力をもち、生徒一人一人と向き合う機会を数多く設けながら、学級の生徒たちとの信頼関係づくりに努める。

報告

事故措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

早期の実態把握と早期対応に努める。

日頃から生徒の気持や行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。また、事態が進行する前に、学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努める。

ティーム・ティーチングや少人数学級等の指導方法や指導形態の工夫・改善に努める。

情報交換と共通理解に努める。

生徒指導委員会・学年会議等を随時行い、生徒指導を巡る問題について日頃から学校・学年全体で取り組み解決していく。また、悩みを何でも相談できる雰囲気을大切に、担任が一人で問題を抱え込まないようにする。

保護者との連携に努める。

学級懇談会や学年懇談会を積極的に行い、学級・学年の指導方針を年度初めに知らせ、また、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失ないように保護者に伝えるようにする。

関係法令

学校教育法第 26 条（児童の出席停止）、第 40 条（準用規定（中学校））

7 自殺（予告）

ある日の放課後、A中学の職員室にかかってきた電話にB教諭がでると、本校生徒と思われる女性が「生きていてもつまらない。明日の朝までに死のうと思う。」と言ったきり電話が切れた。電話の後、B教諭はすぐに教頭に報告し、対応を相談した。

危機発生時の対応

状況把握

教頭は、校長に速やかに状況を報告する。校長は、関係教職員等により早急に会議を開き、情報の収集・外部との連絡・他の職員への連絡等、基本的な対応を決定する。その後、教職員を招集し、指示伝達を行う。

情報の収集

自殺予告をした生徒の保護の観点から、気になる生徒についての情報交換等により、予告した生徒の特定・推定作業を進め、状況に応じて警察等の関係機関に連絡し、情報収集に努める。

緊急（応急）措置

- ・ 校長や関係教職員で、これまでの情報をもとに、各所に設置してある電話相談等に連絡するなど、該当する生徒の特定等に努める。
- ・ 収集した情報は、速やかに校長や生徒指導担当者に連絡する体制を整備する。

危機終息後の対応

原因の究明

調査をもとに自殺予告の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と今後の自殺防止について、教職員の共通理解を図る。

支援・援助

【生徒が特定された場合】

- ・ 本人の心情を受容するように接し、保護者と連携を図りながら自殺防止に万全を期す。
- ・ 精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と相談しながら対応する。
- ・ 軽い気持ちで電話した場合には、行動を自省させることが必要であるが、本人の気持ちを十分に受けとめ、必要な支援を行う。
- ・ 生徒全体に指導する際、当該生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

【生徒が特定されない場合】

- ・ 日頃の言動から気になる生徒について、悩みや願いを聞き、必要な支援や指導を行う。
- ・ 次のような取り組みにより、自殺防止に向けて全校生徒や保護者へ働きかける。
- ・ 緊急の全校集会で、生徒に「命の大切さ」「教師や友人への相談の大切さ」を考えさせる。
- ・ 生徒会主催の生徒集会で、緊急アピールをする。
- ・ 道徳・学級活動等の時間で話し合いをするなど、生徒の思いを汲み上げられる場を持つ。
- ・ 緊急のPTA役員会を開催する。学校・学級通信や通知文等で訴える。

関係機関との連携

- ・ 校長は、事故の概況を速やかに市町村教育委員会に報告し、対応を協議するとともに、PTA役員、補導センターや警察署（110番）等にも連絡し、以後の様々な段階で協力が得られるようする。
- ・ 自殺予告者は、相談電話等にも電話をする場合があるので、日頃から連絡網の整備と連携を図る。

再発防止

授業や休憩時間等における生徒の日頃の行動や友人関係等について、様々な場面で得られた情報を教職員間で交換し、多角的に生徒をとらえるようにする。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

校内体制の確立

- ・ 関係機関と連携して教職員研修を行い、教職員の認識を高める取り組みや悩み調査を実施する取り組み、緊密な情報交換等により、早期発見に向けた取り組みを充実する。
- ・ 「生命尊重」「人権尊重」の精神の育成を教育活動全体を通して行うとともに、教職員と生徒及び生徒相互の共感的な人間関係づくりに努める。

教育相談の充実

- ・ 定期的な教育相談や、教員から積極的に声をかけて気軽に相談できるような場面づくりを心がけ、生徒一人一人と話し合う機会を多くもつ。
- ・ 個人面接や集団面接等、面接方法も工夫する。

保護者との連携

保護者や地域の人々から生徒の様子で、気になることがあれば、すぐに情報（例：登下校の様子等）が得られるような体制を確立する。

相談機関等との連携

地域の相談電話等へ相談が入る場合もあるので、各相談機関と自殺予告の電話を受けた際の学校への連絡等について、あらかじめ協議しておく。

Q 自殺予告電話を直接受けた場合に、対応する上での留意点は何か。

- A 緊急かつ重大な訴えと受けとめ、落ち着いて真剣に対応することが大切である。
- ・ 電話の途中で、メモにより周囲に状況を知らせる。複数で聴ける場合は記録を取る。
 - ・ 「力になりたい」「理解しようとしている」ということが伝わるよう、共感的に聞く。
 - ・ 時間をかけて辛抱強く聴く中で、友人関係や家族関係、動機、これからの具体的な行動等についての情報を得ることに努める。
 - ・ 叱咤激励や説教、批判的な態度や問いただす質問等をしない。話題をそらさせない。
 - ・ 相手を支える関係づくりに努め、自分を支えてくれる身近な人の存在に気づかせる。
 - ・ こちらがいつも窓口を広げていることを伝え、相談しやすい関係づくりに配慮する。

Q 試験等の学校行事の中止を求められた場合には、どのように対応すればよいか。

- A 行事の実施・延期・中止等については、校長が総合的に判断する必要がある。
- ・ 判断に当たっては、先入観を持たず、確認や指導等の対策の状況、児童生徒や保護者の意識の状態、判断後の対策の見通し、教職員の意見等を考慮し、細心の配慮をする。
 - ・ 生徒の状況について、判断後も継続して把握する。

8 遠足・修学旅行時の事件・事故

B中学の3年生は、校長を団長として、3泊4日の日程で東京方面に修学旅行に出かけた。3日目の夕方、東京ドームから都内の宿舎にバス3台で移動中、交差点で急に右折してきたトラックと先頭のバスが衝突し、車内の生徒は、衝撃で座席に体をぶついたり、窓ガラスの破片で手足を切るなど負傷した。3名は救急車で病院に運ばれ、7名は軽傷であった。

危機発生時の対応

状況把握

教職員は、負傷者の数や状況を把握するとともに、生徒が混乱しないよう落ち着かせる。

救急（応急）措置

- ・ 救急車が到着するまで、教職員は、負傷者に応急処置を行う。その際、必要に応じて周囲の人たちにも協力を求める。
- ・ 救急車が負傷者を病院に搬送する際は、教職員（複数）も同行し、負傷者の状況等について校長と連絡を取る。
- ・ 教職員は、他の負傷者の応急処置を行うとともに、精神的に動揺している生徒に声をかけるなど不安を取り除くことに努める。
- ・ 他の生徒を宿舎に連れ戻り、事故の状況や今後の対応等について説明し、生徒の動揺を抑えることに努める。また、事故現場の教員との連絡体制を整える。
- ・ 学校に対して事故の発生状況等について連絡を行う。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 消防（119番） - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
- 病 院 - 負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
- 警察（110番） - 校長は状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
- 保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。
- 教 育 委 員 会 - 校長は、事故の概要を速やかに市町村教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 負傷者の搬送先や状況等、収集した情報は逐次、校長に伝わるよう連絡体制を確立のうえ、情報を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等、外部へ情報を提供する場合は、引率責任者（校長）に窓口を一本化し、混乱を避ける。

学校の対応

- ・ 連絡を受けた学校では、関係機関に対する対応の窓口は一本化（教頭）し、市町村教育委員会や負傷した生徒の家庭に事故の状況等（事実のみ、見込みの話しは混乱のもと）を連絡する。
- ・ 緊急の職員会議を開催し、事故の状況等について確認、応援職員や家族の現地への派遣の必要性等について協議する。
- ・ 必要に応じて、PTA役員会や学年PTAを開催するなど、保護者の不安・動揺を静める。

その他

宿泊先に戻った教職員は、事故のその後の状況等を確認しながら、旅行日程の変更等について協議する。

危機終息後の対応

原因の究明

事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について全教職員の共通理解を図り、経緯、対処等について詳細に記録する。

支援・援助

- ・ 事故原因の所在の如何にかかわらず、学校管理下の事故であることから、生徒や保護者に対して誠意のある対応を行う。
- ・ P T Aの緊急役員会や学年会を開催したり、家庭への通知等により正確な情報を提供し、事故後の対処等について理解と協力を求める。
- ・ 負傷による入院等で現地に残された生徒がいる場合は、教頭や他の教職員を派遣し生徒の見舞いや現地での事後処理にあたる。
- ・ 事故車に同乗していた生徒については、後遺症の心配もあることから、事後の観察指導を十分にを行い、必要に応じて病院で診察を受けるようにする。

心のケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラ - 等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 当該学年の生徒だけではなく、他の学年の生徒に対しても事故の概要等について説明し、生徒間のトラブルにならないよう配慮する。

再発防止

事故の教訓を生かして、全ての教育活動を通して安全指導の徹底を図るほか、旅行計画の内容について、安全指導と安全管理の徹底を図る。

報告

事故措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

修学旅行中に想定される危険・事故等について、全教職員で再度確認を行うとともに、生徒に対しても十分に指導を行う。

緊急時における対応の確認等を再度行う。

関係法令等

国家賠償法 第1条（公権力に行使に基づく損害の賠償責任）

自動車損害賠償法 第3条（自動車損害賠償責任）

日本体育・学校健康センタ - 法施行令 第7条（学校の管理下における災害の範囲）

9 実習船の事故

A 水産高校の3年生が実習船で乗船実習を行っている時に、船舶と衝突をする事故が発生した。

水産高等学校における実習中の事故発生時の対応については、「緊急時対応マニュアル」（岩手県立水産高等学校共同実習船運営協議会策定、全国実習船運営協会了解）によって対応することとしている。

以下に「緊急時対応マニュアル」を掲載する。

緊急時対応マニュアル

1 目的

岩手県水産高等学校共同実習船における緊急事態発生時の救助体制等の確立と、人命及び財産の安全確保を図ることを目的とする。

2 緊急事態の定義

- (1) 船体、機関の重大な損傷等の事故によって船舶に急迫した危険がある場合
- (2) 航行中等において事故、火災、転落等により乗組員、生徒等に傷害等があった場合
- (3) 低気圧及び台風等の異常気象、海象、津波などによる被害の発生が予想され、船舶に急迫した危険がある場合
- (4) 実習船内にある者が重傷病にかかり、速やかに専門医の治療を必要とする場合
- (5) 不測の事態による燃料、清水又は食料等の欠乏によって、実習船の安全又は乗組員の生命に急迫した危険がある場合
- (6) 遭難船などの救助が必要となり、航海計画に変更が生じるおそれがある場合
- (7) その他、海賊、暴動などの危険から避難する場合など

3 緊急時ランク識別

- (1) ランクA 人命及び船体等に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合
- (2) ランクB 疾病又は傷害が発生し至急医師の診断及び治療を要する場合
- (3) ランクC その他

4 緊急事態の宣言と対応

船長は、上記の緊急事態が発生した場合、緊急事態宣言を行い、乗組員にその旨を周知徹底し、速やかに緊急時対応マニュアルに従って連絡するとともに、必要によっては緊急事態対策委員長の了解のもとに、これらの事態の收拾のために必要な処置を講じなければならない。

5 緊急事態対策委員会の設置並びに県教育委員会への報告

- (1) 実習船管理校の校長は、緊急事態発生時の連絡を受けた場合は、早急に緊急事態対策委員会を設置し、緊急事態に対する対策を講じること。
- (2) 緊急事態対策委員長は、県教育委員会へ緊急事態の状況並びに対策委員会設置の報告を行うこと。
- (3) 緊急事態対策委員会のメンバーは、下記のとおりとする。
 - ア 委員長は岩手県立宮古水産高等学校長が当たる。
 - イ 委員は下記のとおりとする。
 - ア 当該水産高等学校長、実習船担当教頭
 - イ 当該水産高等学校事務長
 - ウ 当該水産高等学校実習船運航部主任及び担当者
 - エ 当該水産高等学校海洋技術科主任
 - オ その他

6 入港中に津波警報等が発せられた場合の対応

- (1) 港内で停泊中に津波警報が発令され至急避難することが必要な場合、停泊当直員は、船長又は実習船管理校長の指示に従い、速やかに陸上の避難指定場所等の安全な場所に避難すること。
- (2) 港内等において、津波警報（注意予報）が発せられ、沖合に避難することが最善と判断される場合

において、避難するまでに時間的余裕があり、実習船を運航できる乗組員が在船している時は、速やかに沖合に避難すること。

- (3) 実習生が停泊実習中に津波警報が発せられた場合、前項の理由に関わらず速やかに陸上の避難指定場所等の安全な場所に避難させること。

(4) 津波予報の種類

予報種類		予報文	程度
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想される	注意
津波警報	津波	高いところで2m程度の津波が予想される	警戒
	大津波	高いところで3m程度の津波が予想される	嚴重警戒

- (5) 津波注意報解除、津波警報解除が公的機関から通知された場合は、速やかに帰船すること。

7 緊急時における乗組員の対応

休暇中の当該乗組員は、緊急事態宣言が発せられ、当該実習船への招集連絡を受けた場合は、やむを得ない場合を除き、至急当該実習船に乗り込むこと。

やむを得ない場合とは

- (1) 遠隔地に出かけており、至急当該実習船に赴くことができない場合
- (2) 病気など健康上の理由で当該実習船に赴くことができない場合
- (3) その他

8 緊急時の連絡体制

連絡体制の基本

ア 実習船 実習船管理校、海上保安庁（コ・ストガード）、代理店、医療機関

イ 実習船管理校 県教育委員会、文部科学省、代理店、医療機関、海上保安庁（コーストガード）

詳細は緊急連絡フローチャート、緊急連絡網による

9 緊急入域の要請

(1) 緊急入域

緊急入域とは、緊急事態が発生し、至急最寄りの港等に入港する必要がある場合で、日本及び外国の領海又は港に入域する事をいう。

(2) 緊急入域の要請方法

ア 当該実習船は日本鯉鮪漁業協同組合連合会（日鯉連）の現地代理店に緊急入域の許可申請を要請するとともに、実習船管理校に連絡を行う。

イ 実習船管理校は、日鯉連に日鯉連現地代理店が緊急入域手続き等を行うように依頼する。

10 緊急医療要請（疾病、傷害）の救助活動要請（緊急事態対策委員会）

(1) 日本近海

緊急事態対策委員長は、海上保安部への緊急事態の詳細報告と、必要に応じた洋上救助活動の要請を行う。

(2) 遠洋海域及び外国海域

緊急事態対策委員長は、日鯉連へ緊急事態の詳細報告と、必要に応じた外地入港の手続き、医療機関への手配、さらに、帰還させる場合は航空機の手配を依頼する。

(3) 緊急事態対策委員長は、救助活動要請後の船長への連絡、海上保安部又は日鯉連よりの指示内容、救急に対する指示等は的確に伝達すること。

11 その他

(1) 実習船管理校の校長は、必要に応じ関係機関等（海上保安部、学校教育課、各水産高等学校、船員家族）に連絡を取り、必要な措置を講じること。

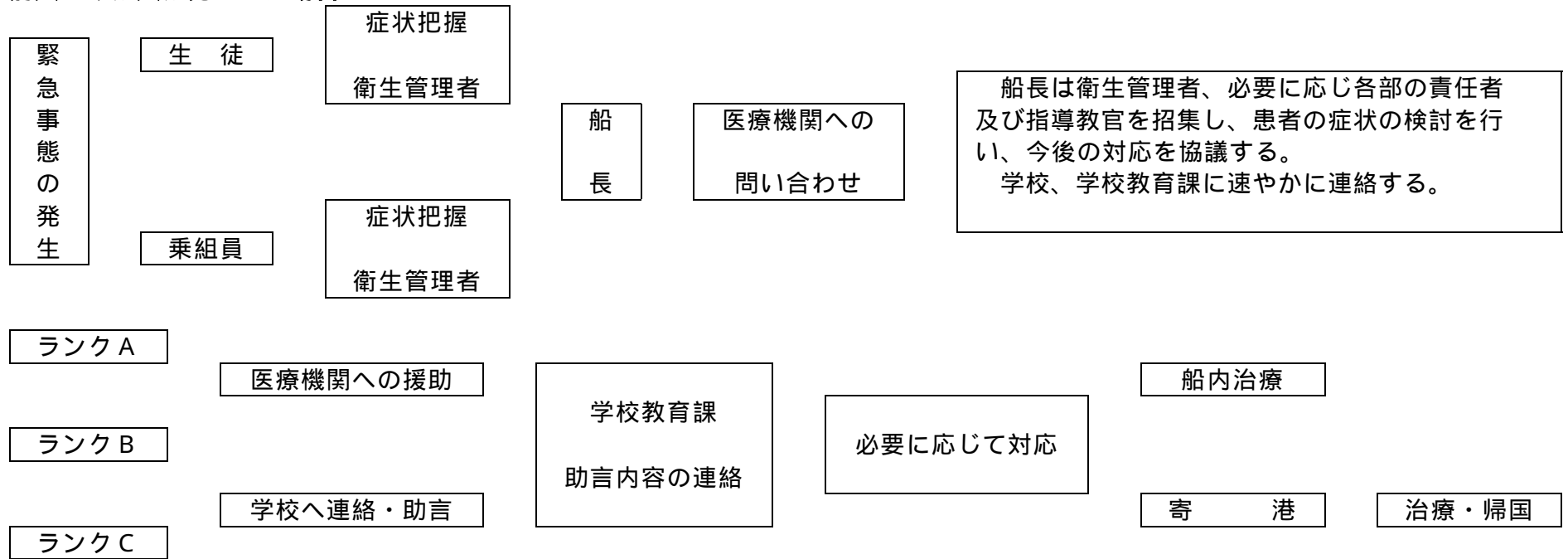
(2) 船長は、危険回避のために必要な措置（乗組員の招集、避難等）を取った場合、速やかに報告すること。また、船体に被害があった場合及び乗組員、生徒等にけが等の有無があった場合について同様とする。

(3) 土曜日・日曜日・祝日及び夜間の場合は、岩手県水産高等学校共同実習船非常連絡網に従い連絡すること。

(4) 緊急時対応マニュアルは関係機関に送付し、理解を得るとともに協力を依頼する。

緊急事態発生時における船内対応フローチャート

1 病人・けが人が発生した場合

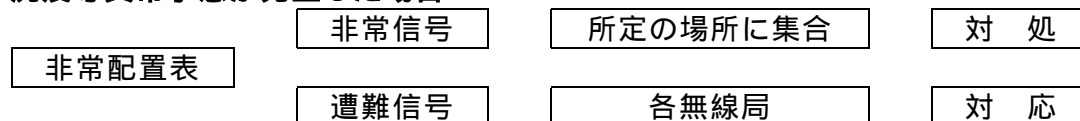


船長は衛生管理者、必要に応じ各部の責任者及び指導教官を招集し、患者の症状の検討を行い、今後の対応を協議する。
学校、学校教育課に速やかに連絡する。

2 船体・機関等の故障した場合



3 沈没等異常事態が発生した場合



10 不審者の侵入（不審者情報の提供）

小学校の午後の授業時間中、地域住民から学校の近くに不審者がいるとの情報が寄せられた。

危機発生時の対応

状況把握・応急措置

- ・ 校長は、児童の安全確保について、緊急の職員会議を開催するなど、教職員間で情報交換や共通理解を図り、来校者の確認等の徹底を図る。（下記「危機の予防対策」を参照）
- ・ 緊急時の児童の登下校の方法について、集団登下校、保護者等の同伴など、各学校の状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、児童を指導する。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 警察（110番） - 校長は状況に応じ警察に連絡し、パトロール等の実施を要請するなど、連携を図る。
- 教育委員会 - 市町村教育委員会に連絡し、助言を受ける。
- 近隣校 - 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。
- ボランティア - 児童の安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。
- 地域関係団体 - PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組みを行う。
- 家庭 - 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域への掲示を求めるなど、速やかに周知する。

情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明・再発防止

- ・ 緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、児童への指導を行う。
- ・ 警察、教育委員会、PTA、地域関係団体等との一層の連携強化を図る。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

ア 校内体制の確立と定期的な安全点検

児童の安全確保について、次のような措置を講じる。

- ・ 学校の安全確保について、日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなど、教職員一人一人の共通理解を深める。
- ・ 児童の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアルを作成するなど、校内体制を整備する。

定期的に安全点検を行い、次のような安全確保対策を講じる。

- ・ 校門、フェンス、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、出入口等の破損、鍵の状況などの点検・補修を行う。

- ・ 警報装置(警報ベル、ブザー等)、防犯監視システム、通報機器(校内通話システム、警察や警備会社との連絡システム)等を設置している場合は、作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡体制の確認を行う。
- ・ 死角の原因となる樹木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物からの侵入の可能性について確認を行う。
- ・ 校舎裏等の死角となる部分について、侵入防止のための施錠、定期的な巡回などの必要な措置を講じるほか、児童に対する指導を行う。

イ 来校者の確認

学校への来校者を確認できるよう、次のような措置を講じる。

- ・ 立て札や看板等による案内・指示を行い、入口や受付を明示する。
- ・ 登下校時以外は校門を閉め、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定する等により、来校者に対し、教職員が素早く対応できるよう努める。
なお、出入口の管理は、登下校時・授業中・休日等の状況に応じ、適切な管理を行う。
- ・ 来校者に対しては、事務室や職員室で、リボンや名札の着用を依頼し、識別が可能なようにしたり、教職員が進んで挨拶、声かけ等をして、身元や用件の確認を行うなど、日頃から外部からの人の出入りに注意を払う。
- ・ 保護者に対しては、事前に保護者用名札を配布し、来校時の着用を要請するなど協力を得る。
- ・ 業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。
- ・ 教職員も名札を着用し、来校者に対し、教職員であることを明示する。

ウ 在校時の安全確保

始業前や放課後の安全確保のため、教職員の具体的な役割分担(校内巡回等)を定め、外部からの侵入等、不審な点の有無や児童の状況を把握する。

授業時間、昼休みや休憩時間等における安全確保のため、教職員が校内巡回等を行う。

担任等が、やむを得ず児童の学習活動から離れる場合には、他の教職員の協力を得るなど教職員相互の協力体制をつくる。

エ 校外学習や学校行事における安全確保

校外学習や学校行事において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。

事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。

児童に対して事前に安全指導を行う。

万一の事態が発生した場合の保護者、学校、教育委員会等の関係機関への連絡方法をあらかじめ定める。

オ 登下校時の安全確保

登下校時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じる。

- ・ 登下校は、定められた通学路を守ることなど、児童の発達段階や地域の実態に応じて指導する。
- ・ 通学路において、人通りが少ないなど、児童が登下校の際に注意すべき場所等を予め把握し、例えば安全マップを作成し児童や保護者に周知するなど、注意を喚起する。

なお、安全マップ等を作成するに当たっては、家庭や地域の協力を得たり、教職員が定期的に巡回するなど、常に最新の情報に更新する。

- ・ 登下校時における万一の場合、交番や「子供110番の家」等の緊急避難できる場所を、児童に周知する。

なお、「子ども110番」ボランティア名簿は、警察署生活安全課にあるので定期的に確認すること。また、「子ども110番」ボランティアは、「家」のほか、「タクシー」や「郵便集配」等も依頼されているので、併せて確認のうえ児童に周知する。

例・ 児童が身近な存在として「子ども110番の家」を意識することができるよう、「子ども110番の家カード」の作成や、「子ども110番の家」の訪問を取り入れるなど、緊急時の危険回避の方法を指導する。

- ・ 児童の発達段階に応じて、児童自らに通学路の地図を作成させ、「子ども110番の家」、危険箇所等を地図に記入させることにより、「子ども110番の家」などを意識させる。

- ・ 児童に対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる

場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。

カ 安全に配慮した学校開放

学校開放(夜間・休日開放を含む。)に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行う。

- ・ 学校開放時における開放部分と非開放部分の区別を明確に示し、非開放部分への侵入防止の方策(施錠等)を講じる。
- ・ 学校開放時の安全確保について、PTAや地域住民等による学校支援ボランティアなどの積極的な協力を得る。

キ 不審者情報に係る関係機関等との連携

学校周辺等における不審者情報について、できるだけ早く正確な情報を収集できるよう、次のような方法を講じる。

- ・ 日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携し、情報を速やかに把握できるようにする。

例・ 定期的に所轄警察署や交番を訪問したり、PTAや地域住民等との会合を開催する。
・ 保護者や地域の人々に、学校の電話番号、FAX番号、メールアドレス等を周知し、学校に不審者に関する情報が集まりやすい体制づくりに努める。

- ・ 近隣の学校や幼稚園・保育所等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。
また、校長が不在でも、教頭等に必要な情報が伝わり、児童に適切な指導等ができるような仕組みとする。

ク 家庭や地域社会の協力

家庭に対し、児童の安全確保のため、次のような措置を講じる。

- ・ 保護者等が不審者情報を得た場合、警察、学校等へ速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
- ・ 児童が、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。

地域関係団体等の協力を得て、次のような措置を講じる。

- ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」をはじめとする取組みを行う。
- ・ PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携のもと、通学路の安全点検、登下校時・授業中・放課後・学校開放時等における学校内外の巡回等の取組みを行う。
- ・ 登下校時等に、児童が緊急避難できる「子供110番の家」等、地域ボランティアの協力を得る。

詳細なマニュアルは、「学校の安全管理(不審者対策)の手引」(平成13年10月19日付け教育学第1219号学校教育課長通知)を参照のこと。

1 1 不審者の侵入（凶器携帯）

小学校の休み時間中、校内巡回中の教員が包丁を携帯した不審者を廊下で発見した。子供たちへの危険が想定される。

危機発生時の対応

ア 状況把握・緊急措置

校長ほか、全ての教職員に直ちに情報が伝達され、児童への注意喚起、避難誘導や、万一、児童や教職員が負傷した場合の応急手当の処置など、児童の安全を第一に考えた対応を行う。

児童の安全確保

- ・ 不審者の状況に応じて、教職員が大声を出すなどして、周辺に危険を知らせるとともに、危険のない方向に児童を誘導する。
- ・ 状況によっては、自動火災報知器を使用し周辺に危険を知らせる。

人命に差し迫った危難が及んでいる場合において、自動火災報知器を使用することは、消防法が禁ずる「みだり」に使用する場合には該当しない旨、消防庁から通知されている（平成13年6月21日付け消防庁予防課長通知）。（ただし、自動火災報知器を使用した後は、火災でない旨、消防機関に連絡すること。）

- ・ 校長に情報を伝達する際は、教職員が連携し、教職員が児童から離れ不審者と児童だけとなる状態をつくらない。
- ・ 刃物等の凶器を持った不審者と対峙する場合は、児童と教職員の身を守るため、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して防御し、応援が到着するまでの時間を確保する。
- ・ 児童の避難場所を複数（校庭、体育館等）設定し、校長・教頭の指示のいとまがない場合でも、予め定める手順に従い、教職員の判断により避難誘導等の対応をする。
- ・ 万一の場合に備えて、養護教員を中心として、応急手当の準備体制を整える。
- ・ 危険の回避後は、他の教職員と連携して、児童の精神的な動揺を静めるよう努める。

校長・教頭への情報伝達

- ・ 事件発生の状況を校長・教頭に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。
- ・ 情報の内容に応じ、全教職員に一齐に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

関係機関との連携

- 警察（110番） - 警察に速やかに出動を要請する。
緊急時に警察に連絡する場合は、交番等が不在の場合があることから、110番通報を行うこと。）
- 消防（119番） - 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には隊員の指示に従って教職員が同乗し、状況説明を行う。
- 保護者 - 負傷した児童の保護者へ連絡する。事件への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込の話は混乱のもと）伝える。
- 教育委員会 - 市町村教育委員会に連絡し、指導・援助を受ける。
- その他 - PTA、地域諸団体、近隣校等に連絡し、支援等を受ける。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 全ての情報を校長に一元化し、校長の指示のもとで対応する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

教職員等から状況を確認し、事故調査の記録を作成し、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

支援・援助

校長、関係職員は負傷した児童を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、日本体育・学校健康センターの手続き、治療費等について説明を行う。

心のケア

- ・ 市町村教育委員会・県教育委員会と連携し、県医師会や、県臨床心理士会の協力を得て、精神科医やカウンセラー等を学校に派遣し、子供たちや保護者の心のケアを行う。
- ・ 教員とカウンセラーによる家庭訪問を実施し、子供たちの状況把握と心のケアを行う。
- ・ 市町村教育委員会・県教育委員会と連携し、保護者の相談を受け付けるため、電話相談を行う。

学校教育の再開

市町村教育委員会・県教育委員会による学校教育再開に向けた支援を行う。

再発防止

事故の状況、その後の対応を検証し、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

「11 不審者の侵入（不審者情報の提供）」の「危機の予防対策」と同じ。

詳細なマニュアルは、「学校の安全管理（不審者対策）の手引」（平成13年10月19日付け教学第1219号学校教育課長通知）を参照のこと。

12 万引き

A中学の生徒Bは、CデパートのCDコーナーでCD2枚を万引きし、店員に見つかり、警察に通報された。

警察から、保護者と連絡が取れないということで、学校に連絡があった。

危機発生時の対応

状況把握・緊急（応急）措置

- ・ 電話を受けた教員は、校長及び教頭等の関係教員に報告する。
- ・ 校長は、指示系統を明確化し、関係教員に今後の指導方針を決定するよう指示を出すとともに、生徒を引き取るため担任等を警察に出向かせ、保護者と連絡を取るよう指示する。
- ・ 生徒が学校に到着後、事情を聞き取り、事実確認を行う。
- ・ 保護者と連絡を取り、保護者の来校を促し円滑な対応に努める。
- ・ 本人への指導並びに保護者との面談を行う。
- ・ 全職員に対して事実、指導経過について報告し、今後の指導方針について確認する。

関係機関との連携

警察との連携が必要な場合は、校長・教頭の指示のもと、生徒指導主事が中心になって行う。

情報の収集と一元化

- ・ 警察や関係者から情報を収集のうえ、事件の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部への情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

校長は、事件の概要を速やかに市町村教育委員会に報告する。

対応における配慮事項

- ・ 万引きは犯罪なのだという重大性を生徒に自覚させる。
- ・ 発覚した件以外に余罪がないか確認する。もし、他にもある場合には、すべて話させる。
- ・ 店に対して謝罪を行うよう指導する。
- ・ 場合によっては、保護者が万引きを重大な事件としてとらえていない場合もあるので、親子ともに犯罪を犯したという事の重大性を認識させる指導を行う必要がある。
- ・ 再発防止のためにも、生徒・保護者とも納得するまで指導する。

危機終息後の対応

原因の究明

事件調査の記録を基に事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

心のケア

- ・ 必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。
- ・ 担任は、声かけなどにより生徒の心のケアを図る。

再発防止

- ・ 本人に行為の重大性を認識させ、謝罪の方法等について共に考えながら指導する。
- ・ 行為に至った背景等については、共感的に聞き取る。

報告

措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

早期の実態把握と早期対応に努める。

万引きは心が不安定な時期に起こることが多い。日頃から生徒の気持ちや行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。

生徒の実態を踏まえた魅力ある学級づくりに努め、学校生活の充実を図る。

生徒指導委員会、学年会議等を定期的に行い、生徒についての情報交換を行うほか、日常的にも生徒の情報交換が行いやすいような雰囲気づくりに努める。また、教職員間においても悩みを何でも相談できる体制とし、一人で問題を抱え込まないような体制づくりをする。

保護者と学校との連絡を密にし、生徒の変化や問題行動についてタイミングを失ないように保護者に伝える。また、家庭からも生徒の変化について気軽に連絡し合える信頼関係をつくる。

警察との連携は、非行問題の解決の時だけではなく、日常から情報交換を行い、青少年健全育成のための話し合いの場を持つ。

学校報等の活用

学校報等を活用し、規範意識についての啓蒙を図る。

善悪の判断

善悪の判断が確実に出来るような指導を、道徳やその他の教育活動を通して行う。

13 下校途中の交通事故

小学3年生の児童が下校途中に、自宅近くの道路を横断中、乗用車にはねられて頭部を強く打ち、頭部からの出血が見られ、意識不明となった。

事故を目撃した人が学校へ通報したため、交通事故の発生を知り、事故該当児童の学年・氏名なども判明した。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 交通事故の通報を受けた職員は、速やかに校長に報告する。
- ・ 校長は、教職員を2名以上、現場に派遣する。

救急（応急）措置

- ・ 救急車、パトカーが到着していない場合は、消防署、警察署へ連絡の有無を確認する。
- ・ 自校児童であることを確認のうえ、二次災害を防ぐための安全な状況を確認する。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 職員1名は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- ・ 職員1名は現場に残り、事故の経緯について情報収集するとともに、警察官の現場検証に立ち会
う。
- ・ 保護者が病院に到着していない（保護者への連絡が未了の）場合、保護者へ、事故の発生の事実を知らせ、搬送先の病院へ向かうように伝える。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 消防（119番） - 救急車の要請を行う。救急車には、隊員の指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
- 病 院 - 負傷者の治療のため、状況説明を行う。
- 警察（110番） - 校長は、事故の発生状況等について情報収集を行う。
- 保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。
- 教 育 委 員 会 - 校長は、事故の概要を速やかに市町村教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理、記録するとともに、事故の原因や問題点を調査・究明のうえ、市町村教育委員会に報告する。

支援・援助

校長と担任等が速やかに見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明する。また、保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

心のケア

事故を目撃した児童や事故の発生によりショックを受けている児童がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

定期的な通学路の点検を実施するなど、全職員が交通事故の再発防止に向け、共通理解のもとに取り組む体制を整える。

児童に対する交通安全指導については、道路横断時の安全確認など、通学上の危険要因を具体的に取り上げ指導する。

心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

【関係法令等】

学校保健法第 2 条（学校保健安全計画）

交通安全対策基本法第 24 条（交通安全業務計画）

14 交通違反

A中学の生徒Bは、夜、家族が寝静まった後に兄のバイクを無断で持ち出し乗り回していたところ、カーブを曲がりきれずに駐車していた乗用車に激突し、転倒した。事故処理をしようとしていたところを巡回中の警官に補導された。

翌日、事件の概要について、警察から学校に報告があった。

危機発生時の対応

ア 状況把握・救急（応急）措置

校長に電話で受けた内容について報告する。

校長は指示系統を明確化するとともに、関係職員に今後の指導方針を検討するよう指示を出す。

- ・ 生徒からの事情聴取（けがや精神状態を考慮し、いつ、誰が行うのか）
- ・ 家庭の指導について（保護者に対し、学校側がどのような対応を取るか）
- ・ 被害者（乗用車の所有者）への対応
- ・ 生徒本人のケア
- ・ 全校生徒への報告の必要性や指導（全校朝会、学級指導等）

イ 関係機関との連携

- ・ 警察（110番） - 警察から情報を収集し、助言を受ける。
- ・ 教育委員会 - 校長は事故の概要を速やかに市町村教育委員会に報告し、後日文書で提出する。

ウ 保護者への対応

家庭では生徒が問題を起こした場合、保護者は責任を感じ、不安を抱いていると思われる。従って、家庭教育について指導するという姿勢ではなく、保護者の悩みや不安等を共感的に聞き、共に子どもの健全育成について考えていく態度で接しながら、協力を求める。

危機終息後の対応

ア 原因の究明

事件発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

イ 心のケア

必要に応じて、関係生徒の個人的なカウンセリング、専門家との連携を図る。

ウ 再発防止

生命の尊重及び法の遵守について、生徒へ強く指導する。

家庭におけるバイクの鍵の管理など、十分注意するよう協力を求める。

生徒自身が被害者に対して誠意を持って謝罪等の対応をさせる。

エ 報告

事故措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

生徒の観察・指導

- ・ 日頃から生徒の気持や行動の適切な把握に努め、小さな問題でも丁寧に取り上げて解決するように関わる。
- ・ 学級担任等は、事態が進行する前に学年内はもちろん管理職等にも相談し、協力を得ながら解決するなど、早期の対応を心がける。

交通安全教室の実施

交通ルール遵守を徹底する。必要に応じて警察等と連携し、交通ルール遵守の大切さについて指導する。

全校及び学級の指導

- ・ 全校朝会等を利用し、安全教育や生命尊重、法の遵守に定期的に触れ、生徒の意識を高めようにする。
- ・ 学級においては、道徳や学級会活動、「朝の会」や「帰りの会」など、機会を捉えて生命尊重、法の遵守に定期的に触れ、生徒の意識を高めるようにする。

家庭との連携

- ・ 学校報等を活用し、生命尊重、法の遵守に定期的に触れ、保護者の意識の高揚を図る。
- ・ P T A総会や学年P T Aなどの機会を捉え、生徒の状況を伝えるとともに、生命尊重、法の遵守に触れ、保護者の意識の高揚を図る。

15 家出

A中学3年B子の家から連絡があった。母親が朝、B子を起こしに行くと姿が見えず、机の上に「しばらく帰らないが心配しないでほしい」旨の書き置きがあった。驚いた母親は、子供の仲の良い友人に電話をしたところ、携帯電話の出会い系サイトで知り合い、親しくなった20歳の県外の男性と会う約束をしていたことが分かった。しかし、相手の男性の所在がわからず、家出ではないかと心配し、母親が担任に連絡してきた。

危機発生時の対応

状況把握・緊急（応急）措置

担任は速やかに校長に報告し、校長は、早急に教職員会議を開き、家出の連絡があった生徒の学校生活の経過を確認し、情報収集の方法や今後の対応について検討する等の共通理解を図る。

また、同時に、犯罪に巻き込まれたり、自殺したりするおそれがある場合を想定し、保護者に捜索願の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。

関係機関との連携・捜索

- ・ 警察や補導センタ - 等と連携を図りながら捜索を行う。
- ・ 捜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化するほか、地域割等により、もれなく円滑に進むようにする。
- ・ 捜索は可能な限り複数で行い、状況を定期的に校長に報告し指示を受ける。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 置き手紙の有無、金品の持ち出し、家出時の服装や親戚・友人等への立ち寄りの可能性等を具体的に保護者に確認する。（友人から情報を収集する場合は、家出した生徒の保護者の同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。）
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

教育委員会への報告

校長は、速やかに市町村教育委員会へ連絡・報告し、助言を受ける。

危機終息後の対応

他の者が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の者の関与や非行との関わりがある場合には、警察等との連携を図りながら指導する。

家出を繰り返し、深刻化している生徒の背景には、その生徒を取り巻く家族の在り方、学校の在り方、社会環境の在り方等が大きく関わっている場合があり、スクールカウンセラ - や関係機関の助言を得て指導する。

心のケア

家出の原因・背景は複雑であり、特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続しながら、立ち直りを支援する。

再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

児童生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

教育相談の充実

- ・ 生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談に応じて早期に悩み等を発見できるようにする。
- ・ スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

保護者との連携

保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等の機会を利用して発達段階に応じた生徒との関わり方についての情報を提供し、良好な親子関係づくりの一助としてもらう。

生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

障害のある児童生徒の行方不明時の捜索について

障害のある児童生徒の行方不明は、学校活動中に発生する場合と、下校中に発生する場合が考えられる。学校の活動中における行方不明は、学校を中心とした地域の捜索となり、地域を限定することができるが、登下校中における行方不明の場合、JRや路線バスを使って登下校していることもあるので、捜査の範囲は拡大し、地域を限定することは難しくなる。

いずれの場合でも、生命の安全確保の観点から初期段階での保護が重要であり、行方不明となった場合の対応について、学校や地域に応じた捜索マニュアル等を作成しておく必要がある。

関係法令等

少年法3条（家庭裁判所の審判に付すべき少年）

少年法では、無断外泊や家出をする少年に共通する環境にあるものについては、**〈犯少年、触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為）として一時的に拘束する例がある。**

16 恐喝

おとなしい性格の中学2年のA男は、同級生を中心とした不良グループ3名から執拗に金銭を持ってくるように言われ、数千円単位の金銭をしばしば強要された。

人目のつかないところで暴力を用いて強要されることも多くなり、担任に訴えようとしたが、仕返しが怖いため、家族の財布からお金を抜き取るなどして支払った。母親がそれに気づき、学校に連絡し明るみに出た。

危機発生時の対応

状況把握・緊急（応急）措置

- ・ 仕返しを恐れている場合が多いので、被害者の安全を確保する姿勢と方策を明確にして、本人の心情を理解しながら事実の確認を行う。
- ・ 加害者や保護者、周囲の者からの情報、事情聴取によって事実と状況を確認する。「借りている」などと行為を正当化し、罪を逃れようとする場合も見られるので慎重に事実を確認する。
- ・ 周囲の者から事情を聞くときは、「最近、困っていることはないか」「最近A君元気ないようだね」など、工夫して問いかけをする。
- ・ 恐喝は、集団で行われることが多く、加害者が上級生など上部非行集団に操られている場合もあることを想定する。
- ・ 暴力を伴ったり、恐喝が繰り返し行われるなど悪質な場合には、躊躇せずに警察への通報を行う。

関係機関との連携

- ・ 悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。
- ・ 恐喝事件については非行集団によるものがその大半であることから、リーダーに対する指導を強めるなど学校や家庭、地域、関係機関と連携して非行集団の解体を図る。

情報収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
 - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

教育委員会への報告

校長は、事故の概況を速やかに市町村教育委員会に報告を入れるとともに、学校内で協議し、対応を図る。

危機終息後の対応

原因の究明

事故の調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、その認識と改善の方策について、全教職員の共通理解を図る。

支援・援助

- ・ 被害者の救済と保護を第一に確保し、学校への信頼を得る。
- ・ 加害者に、恐喝は犯罪であることと、自分を大切にすることが必要であることを理解させ、謝罪させる。
- ・ 加害者側の保護者に監護能力がない場合は児童相談所に相談する。

心のケア

- ・ 後難を恐れ、誰にも相談できずに一人で悩み、苦しんでいる被害者の立場や心情に十分に配慮する。
- ・ 被害者やその保護者を孤立させないような環境づくりを行う。

再発防止

- ・ 学校内で生徒指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を、日頃から児童生徒に示す。
- ・ 優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

学校内で生徒指導体制を確立し、他人を傷つけたり、他人のものを奪ったりする犯罪は許さないという教師の姿勢を、日頃から児童生徒に示す。

優しさや思いやりを育てる環境づくりを学校・家庭・地域社会が連携して行い、暴力など非行を許さない学校、学級づくりを進める。

警察や補導センター等に学校の現状や指導方針について説明したりするなど、日頃から関係機関に相談できる関係づくりをしておく。

関係法令等

刑法第249条（恐喝）

17 盗難（生徒の起因）

体育の授業中、無人になった教室で、教室内に置いていた中学1年A子の鞆の中の財布から、現金5,000円が抜き取られるという事件が発生した。このB中学では、今年になってから同様の事件が頻発しているが、外部から侵入した形跡はない。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ どのような状況で現金の盗難が発生したのか関係生徒から情報を集めるほか、他のクラスの授業の様子や遅刻・早退の状況も把握する。
- ・ 広く生徒に情報提供を求めるなど情報を収集する。
- ・ 各教室の巡回等、これまでの管理状況を確認する。
- ・ 被害生徒に対するいじめ等、盗難の背景について分析する。
- ・ 当該生徒の人権やプライバシーを配慮しながら、慎重に事情を聴取する。その際に心理的に圧迫感を与えないように配慮する。
- ・ 情報を得て、盗難実行者を特定する場合は、その生徒への指導の機会を得るために行うことを共通理解する。

緊急（応急）措置

早急に、事件の概要について教職員で共通理解を図り、盗難時の状況を確認する。

関係機関との連携

悪質な場合や非行集団が関与している場合は、警察と相談のうえ対応する。

情報の一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

教育委員会への報告

校長は、事故の概要を速やかに市町村教育委員会に報告するとともに、対応を協議する。

危機終息後の対応

ア 原因の究明

事故調査の記録をもとに事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を図る。

盗みを行った生徒が明らかになった場合には、盗難事件の事実のみならず、その交友関係や家庭環境などその背景についても把握するように努める。

イ 支援・援助

盗難事件に関わった生徒の間で不信感が解消されるように、相互の置かれた立場や心情を理解できるような支援を行う。

ウ 心のケア等

被害生徒

共感的に関わるとともに、再発防止に向けて真剣に取り組むことを伝える。

盗難実行者を特定した場合

- ・ 本人の行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。
- ・ 叱責や処罰のみに終わることなく、行為に至った背景等について共感的に聞き取り、共に考えながら指導する。

エ 学級または、学年全体の指導

被害の程度等により、学級または学年全体に指導を行う。その際、事実を説明するとともに、生徒相互に不信感が生まれたり、憶測により事実が歪曲されたりすることのないように注意する。

オ 再発防止

盗みは犯罪であり、許されないことであることを明確に示すとともに、盗難事件に対する学校側の断固とした姿勢を示す。

貴重品の管理や不必要な金品の学校への持ち込みについて、生徒の注意の喚起を促すとともに、授業中や部活動中などは、貴重品係や貴重品管理袋を活用するなど予防対策を講じる。

カ 報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

児童生徒理解の充実

日頃から生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化をとらえるとともに、悩みや願いの把握に努める。

保護者との連携

- ・ 保護者に対しては、学級通信・学年通信や学年懇談会等、学校内の情報を提供し、学校の現状や指導方針について理解を得る。
- ・ 生徒が家庭内のことについての悩みを持っている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

関係法令等

刑法235条（窃盗罪について）、刑法254条（占有離脱物横領罪について）

判例（昭和34.10.9福岡地裁飯塚支部判決）

「教師はかかる教育目的の達成と秩序維持のために、容疑者ないし関係者としての生徒につきその取り調べをなすことができるものと解しなければならない。」

18 各種大会開催時等の事件、事故

高校2年のサッカー部男子が、高校総合体育大会（県大会）の試合中に、ヘディングシュートをしようとしたが、ゴールポストに頭部が衝突し、転倒した。
一度は立ち上がってプレイしようとしたが、再び倒れて意識不明となった。

危機発生時の対応

状況把握及び応急措置

【大会役員の対応】

- ・ 大会役員は、負傷者の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し負傷者への応急処置を行う。
- ・ 大会役員は、救急車（119番）の出動を要請し、到着するまでの間、心肺蘇生法など救命処置を的確に実施し、部顧問、生徒の統導者、所属学校等へ連絡する。
- ・ 大会役員は、応急手当を施す際に、傷病者を運搬する場合は、安静を保つ（体位、保温等環境の整備を考慮する）ことが必要である。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

【部顧問等学校関係者の対応】

- ・ 部顧問は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- ・ 部顧問は、医師から傷害の状況、診断、治療等の把握を行い、校長への連絡を密にとる。
また、速やかに、保護者への連絡をとり、事故の発生と搬送先の病院名を知らせる。
- ・ 部顧問は、保護者到着後も、校長の指示があるまでは、生徒に付き添い続ける。

関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

- 病 院 - 連携を図り、情報の収集に協力を要請する。
- 保 護 者 - 負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話しは混乱のもと）を伝える。
- 教 育 委 員 会 - 校長は、事故の概要を速やかに県教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

情報の収集と一元化

- ・ 部顧問は、生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から傷害の状況、診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理し、事故の原因を調査のうえ、県教育委員会及び日本体育・学校健康センター等への事故報告書の作成、関係資料を整える。

支援・援助

- ・ 校長と部顧問は、速やかに病院に駆けつけ見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
- ・ 保護者には、治療費等について説明するとともに、日本体育・学校健康センター等への手続きを行う。
- ・ 保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

心のケア

事故を目撃した児童や事故の発生によりショックを受けている児童がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら、心のケアを行う。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

部顧問は、大会などの際には部員名簿を持参するなど、部の生徒の家庭連絡先などの資料を持参する。

関係法令等

国家賠償法第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）

民法第709条（不法行為の一般的要件・効果）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者の責任）、第722条（損害賠償の方法、過失相殺）

学校保健法第2条（学校保健安全計画）

日本体育・学校健康センター法第1条、第20条（日本体育・学校健康センター法の目的、業務）、第26条（高等学校等の災害共済給付）

日本体育・学校健康センター法施行令第7条（学校の管理下における災害の範囲）

19 県営体育施設でイベント開催中の事故

県営運動公園陸上競技場で、民間団体主催のゲートボール大会を開催中に、突然の雷雨に襲われ、選手に落雷し、起き上がれない状況になった。

危機発生時の対応

【大会主催者】

大会主催者は、直ちに競技を中止し、落雷で負傷した選手の応急処置に努めるとともに、フィールド内にいる他の選手を観客席下等に避難・誘導させる。

負傷者への救急措置のため、主催者自ら、又は、施設を管理している（財）岩手県スポーツ振興事業団事務局に、救急車（119番）の出動を要請する。

大会役員は、観客席での混乱防止のため、観客等に冷静な避難行動をとるよう場内放送でアナウンスする等、観客の避難誘導に努める。

【（財）スポーツ振興事業団】

（財）岩手県スポーツ振興事業団事務局は、要請を受けたならば、直ちに、消防署に救急車の出動要請（119番）や必要ならば所轄警察署（110番）への連絡を行う。

事業団職員を現場に派遣し、主催者と共に、避難場所等の指示、観客の誘導を行う。

救急車の導入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を傷病者まで誘導する。

事故の状況を、県教育委員会に報告する。

危機終息後の対応

（財）スポーツ振興事業団は、主催者と共に、消防署、警察署との連絡を取り、事故の詳細な内容把握に努め、事故の内容を県教育委員会に報告する。

県教育委員会は、消防署、警察署所管の内容を除き、報道機関等への対応に努める。

県教育委員会は、事故原因の究明について、関係機関に協力し、再発防止に努める。

危機の予防対策

（財）岩手県スポーツ振興事業団は、気象情報等の収集に努め、大会継続が困難と見込まれる場合には、主催者に対し、競技の継続を中止するよう要請する体制を整えておく。

施設使用者(主催者)には、施設使用上の注意を徹底し、事故発生を未然に防ぐための指導を行う。

事故が発生した場合、その被害を最小限に食い止めるために、定期的に避難訓練や通報訓練を実施し、救急車出動要請、迅速な避難等に対応できるよう訓練を行う。

20 伝染病

A市においてインフルエンザが小・中・高校生に集団発生し、患者が多量に発生した学校では学校閉鎖・学級閉鎖等の措置をとった。

危機発生時の対応

状況把握

校長は、自校の欠席状況や罹患状況を把握するほか、地域内の発生・流行状況等の把握に努める。

応急措置

- ・ 罹患した生徒には、速やかに家庭での安静、栄養、保温及び病院での適切な医療が受けられるよう指導する。
- ・ 校長は、欠席率が通常の欠席率より高くなったとき又は罹患者が急激に多くなったときは、学級や学年、学校の状況その地域の流行状況を把握し、場合によっては学校医の指導を得て、時期を失することなく出席停止、臨時休業（学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）の措置を講ずる。

関係機関との連携

- ・ 校長は、学校医、市町村感染症担当課、当該地区保健所との連携、情報交換に努める。
- ・ 伝染病の報告の経路は次のとおりである。

学校 市町村教育委員会 教育事務所 県教育委員会



情報の一元化（報道機関への対応）

報道機関への対応は、県保健福祉部保健衛生課を窓口とする。

危機終息後の対応

校長は、学校医、保健所等から伝染病に関わる情報を整理し、保健管理・保健指導を行う。事後措置の状況を県教育委員会に報告する。

予防措置

うがいや手洗いの励行等、一般的な予防法の指導を徹底する。

伝染病予防についての保健指導を徹底する。

校長は、学校環境衛生基準の遵守に努める。

感染源対策として、免疫力の弱い児童から隔離し、感染した場合には早期治療を施す。

感染源経路対策として、感染源を遠ざけたり、消毒を施す。

児童・生徒の日常の健康の保持・増進対策を行う。

関係法令等

学校保健法第12条（出席停止）第13条（臨時休業）、第20条（保健所との連絡）

学校保健法施行令第5条（出席停止の指示）、第6条（出席停止の報告）

学校保健法施行規則第19条（伝染病の種類）、第20条（出席停止の期間の基準）、第21条（出席停止の報告事項）、第22条（伝染病予防に関する細目）

2 1 学校給食による食中毒

A小学校の児童が帰宅後、夜になって相次いで吐き気や腹痛を訴えた。翌日、新たに同様の症状で病院にかかる児童が相次ぎ、全校児童の三分の一にあたる児童が欠席し、一部の児童は入院した。

A小学校は、自校施設で学校給食を実施しているが、症状の原因は、この学校給食による集団食中毒の疑いがあると考えられる。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 校長は、児童の欠席状況、出席者の異常の有無や、早退者などの状況把握を行うほか、学校医や保健所、病院等の関係機関から情報を収集する。

応急措置

- ・ 校長は、児童の健康状況に応じ、当日の学校運営の措置（出席停止、臨時休業）を判断する。
- ・ 校長は、事後の計画を立て、健康診断、消毒等の予防措置をとる。
- ・ 校長は、保存食、原材料の廃棄禁止、児童の嘔吐物の保存措置をとる。

関係機関との連携

- ・ 校長は、速やかに市町村教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医、学校薬剤師、保健所に連絡する。
- ・ 校長は、対策委員会を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組める体制を作る。
- ・ 校長は、保健所の指示に従い、検査や調査に全面的に協力し、立ち入り検査には、担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・ 学校医、市町村感染症担当課、当該地区保健所との連携、情報交換に努める。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

保護者、市町村教育委員会への連絡

- ・ 校長は、速やかに市町村教育委員会に報告を行い、その後も状況の変化に対応して続報を入れる。
- ・ 保護者に対しては、学校保健委員会、PTA役員会、保護者説明会等を設け、状況を説明するとともに、児童の健康、喫食、検便等の各種調査を依頼する。

危機終息後の対応

原因の究明

- ・ 食中毒の発生原因については、関係機関の原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。
- ・ 校長は、情報を整理し、食中毒の原因を調査して、状況報告書等を作成し、教育委員会に提出する。

支援・援助

- ・ 重症となった児童に対しては、登校後もその健康状況に注意する。
- ・ 児童に対して、緊急の全校集会を開き、発生の状況を知らせるとともに、食中毒の正しい知識、手洗いの励行、衛生習慣の徹底等の健康管理に関する指導を行う。

心のケア

- ・ 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の児童に対し、カウンセリング等の支援を行う。
- ・ 罹患児童が、いじめに遭わないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

危機の予防対策

施設設備及び食材の日常検査、定期検査を行い、衛生管理の徹底に努める。

調理担当者への衛生管理の指導と健康状態の把握に努める。

児童生徒の保健指導を充実させる。

衛生管理責任者を定め、関係職員、保護者、学校医、学校薬剤師、保健所長などと連携し、衛生管理体制を整える。

保存食を確保する。

校長は、検食し結果を記録する。

給食に関する書類を整理する。

関係法令等

食品衛生法第 27 条（中毒の届出）

学校保健法第 6 条（児童・生徒、学生及び幼児の健康診断）、第 12 条（出席停止）、第 13 条（臨時休業）

文部省体育局長通知（腸管出血性大腸菌感染症の学校保健上の取り組み等）

児童生徒の健康管理と学校給食衛生管理マニュアル（岩手県教育委員会）

2.2 給食への針混入

A小学校において給食時間になり、担任以下クラス全員で昼食を始めたところ、ある児童がパンの中に縫い針が入っていたと担任に持ってきたので、担任は、急いで校長室に行き報告した。

危機発生時の対応

応急措置

- ・ 担任は、児童の負傷の有無を確認し、周囲にいる者（教職員・児童）に校長への連絡を依頼する。
- ・ 校長は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に給食を中断するように指示を行う。

状況把握

- ・ 校長は、針発見時のパンの包装状態や混入の状態、混入した針の大きさを確認し、現物を保存する。
- ・ 校長は、パンの搬送に携わった者と搬送状況（時刻等）を確認する。
- ・ 針混入のあったクラス（立ち入り検査）以外でも、残ったものに異常がないか各担任が確認し、後片付けをする。
- ・ 来校者の確認をする。
- ・ 校長は、翌日以降の給食の中止、あるいは、献立変更について対応策を検討する。
- ・ 緊急対策として、授業を中止し、全校児童を下校させる措置をとることも考えられる。

関係機関との連携

校長は、速やかに市町村教育委員会に第一報を入れるとともに、警察・保健所に連絡し、今後の対応についての指導・助言を得る。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関の対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

保護者、市町村教育委員会への連絡

- ・ 校長は、市町村教育委員会に状況の変化に対応して続報を入れる。
- ・ 保護者に対しては、給食のパンに異物混入があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）等で知らせ、理解と協力を求める。
- ・ 事件発生後、早く下校させた場合には、各担任から学級連絡網により連絡する。

危機終息後の対応

原因の究明

校長は、関係機関、来校者、児童等から情報を得て、原因の究明にあたる。

復旧及び支援・援助

学校給食安全管理体制が整った時点で、給食用パンの使用を再開する。

心のケア

- ・ 児童に対し、食べ物に異物が混入されることは、人命に関わることであり、絶対にあってはならないことを指導する。
- ・ 事件により、児童でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

再発防止

配膳室指導として、給食安全管理のために指導担当者を置く。

報告

事後措置の状況を、市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

配膳室に食品が搬送されてから、指導担当者が監視にあたる。（空白の時間がないようにする。）

当面の管理（保管場所等）について確認する。

児童生徒への指導を徹底する。

（パンはちぎって、一口大にして食べる。牛乳等が容器から漏れていないか確認する等）

万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

関係法令等

学校保健法第 2 条（学校保健安全計画）、第 3 条の 2（学校環境の安全）、第 13 条（臨時休業）

学校保健法施行規則第 22 条の 2（環境衛生検査）、第 22 条の 3（事後措置）、第 22 条の 4（日常における環境衛生置）

学校給食の安全及び衛生管理について（平成 11 年 2 月 25 日付教保第 807 号）

23 毒物・劇物

A高校の教諭が出勤したところ、化学準備室の窓が少し開いていて、室内の薬品棚から、トルエン1瓶、メタノール1瓶がなくなっていた。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 化学室の管理責任者は、薬品の数量や有無を薬品台帳等により確認し、紛失・盗難の状況を校長に報告し、速やかに全職員に連絡する。
- ・ 現場を保存し、直ちに警察（110番）に連絡する。

救急（応急）措置

- ・ 全教職員で校舎内外の点検を実施し、薬品の早期発見に努める。
- ・ 生徒へ薬品の危険性について説明し、紛失・盗難に関する情報を集める。また、念のため、生徒の体調異常の有無を把握し、異常がある場合は、養護教諭による手当てを受けさせ、状況によっては救急車（119番）を要請する。

関係機関との連携

- ・ 直ちに警察へ連絡する。必要に応じ、保健所等に連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、県教育委員会へ連絡する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
 - ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

県教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

- ・ 県教育委員会に電話で事件の概要を報告し、助言を受ける。
- ・ 保護者に事件の発生、事件への対応の経過などを伝える。

危機終息後の対応

原因の究明

事件の経緯の記録をもとに事件発生の原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

支援・援助

教職員に対して、毒物及び劇物に関する研修を行い、薬物に関する安全意識を高める。

心のケア

生徒に薬品の危険性や適切な取り扱いについて十分指導する。

再発防止

教職員に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

報告

事後措置の状況を県教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

薬品を分類して所定の場所（薬品戸棚、危険薬品庫）に保管する。保管場所には、「医薬用外毒物」または、「医薬用外劇物」の文字を表示する。

薬品を使用した教員は、必ず薬品使用記録簿に記入するよう、平素から徹底する。

理科室の管理責任者は、薬品台帳や使用記録簿等により薬品の使用状況を把握するとともに、在庫量の定期的な点検を行い、使用量を把握する。

担当教員が理科室を離れる場合は、薬品棚、準備室等の施錠を徹底する。施錠に際しては、生徒に

任せるなど鍵を安易に教職員以外に使用させない。

必要に応じて、学校薬剤師の指導と助言を受け、薬品の安全な管理に努める。

万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

毒物及び劇物取締法第 11 条（毒物又は劇物の取り扱いについて）、第 12 条（毒物又は劇物の表示について）、第 16 条の 2（事故の際の措置について）

学校における毒物及び劇物の適正な管理について(文初高第 501 号 平成 12 年 1 月 11 日)

学校で指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物

理科

毒物に指定されているもの…黄磷、水銀

劇物に指定されているもの…塩酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸銅、ほか
農業・水産

劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、硫酸銅、ほか
工業

毒物に指定されているもの…水銀

劇物に指定されているもの…塩酸、硫酸、アンモニア水、水酸化ナトリウム、トルエン、ほか

2.4 飲料水の汚染

A 小学校の児童が、朝、水を飲もうとしたら、水の濁りがあると訴えてきた。養護教諭が直ちに水を採取し、調べてみると確かに濁りと色の異常が見られたので、直ちにその旨を校長に報告した。水道水は、毎日、給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

危機発生時の対応

応急措置

- ・ 校長は、報告を受けた時点で、直ちに校内放送等を使い全校に水道水の使用を禁止するように指示を行う。
- ・ 校長は、水道水を飲用した児童及び教職員について、体調の異常を訴える者の有無等を確認し応急措置を行うほか、体調の異常の状態により救急車（119番）の出動を要請する。

状況把握

- ・ 応急措置後に、体調の異常を訴える者の人数、症状等を調査する。
- ・ 学校によっては、給食調理場への給水系統と飲料水用系統が別系統になっている場合もあるので、給水系統の確認を行う。
- ・ 給食の中止又は献立変更について対応策を検討する。
- ・ 緊急対策として、授業を中止し、全校児童を下校させる措置をとることも考えられる。

関係機関との連携

- ・ 校長は、速やかに市町村教育委員会に状況を報告するとともに、水道事業所、保健所等の関係機関へ連絡し、今後の対応についての助言を得る。
- ・ 学校施設である受水槽・高置水槽での異物混入、又は、貯水槽等までの経路の途中で異物が混入した可能性も考えられるので、警察等の関係機関との連携を図り、対策を協議する。
- ・ 受水槽や配管等の施設設備の点検を行うとともに、指定業者に点検を依頼する。
- ・ すべての使用場所の水道水を採取して、採取した場所と時間を記録する。
- ・ 学校薬剤師に検査を依頼する。
- ・ 飲料水を確保する必要がある場合は、水道事業所に給水車の出動等を依頼する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関への対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

保護者への連絡

- ・ 保護者に対して、水質に異常があったこと及び学校の対応策について文書（緊急連絡文書）で知らせ、理解と協力を求める。
- ・ 事件発生後、早く下校させた場合には、各担任から学級連絡網により連絡する。

危機終息後の対応

原因の究明

関係機関による原因究明に協力し、その原因除去、再発防止に努める。

復旧及び支援・援助

学校薬剤師、関係機関の調査等に協力する。

心のケア

復旧後の水道水に対して過敏になっている児童への指導・支援を行う。

再発防止

教職員及び児童には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について感心を持たせ、万一異常を発見したときには、絶対に飲まないこと、直ちに担任等に報告することを徹底する。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

(日常点検)

養護教諭や衛生管理者による飲料水の蛇口での色、濁り、臭気、味及び残留塩素濃度等については、毎日検査を行い、飲料水の異常の早期発見に努める。点検後は記録に残し保存する。

貯水槽、蛇口等の施設設備の点検は、月に1回程度行い、不良箇所を発見した場合は、修繕等適切な措置を講ずる。点検結果は、記録し保存する。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。

連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

(定期検査)

飲料水の定期水質検査は6月以内ごとに1回行う。

貯水槽の遊離塩素濃度の検査については、7日以内ごとに1回、定期に行う。

貯水槽は、1年以内ごとに1回、清掃を行う。

関係法令等

学校保健法第2条(学校保健安全計画)、第3条の2(学校環境の安全)

学校保健法施行規則第22条の2(環境衛生検査)、第22条の3(事後措置)、第22条の4(日常における環境衛生置)、第25条(学校薬剤師の職務執行の準則)

水道法第4条(水質基準)、第20条(水質検査)、第22条(衛生上の措置)、第34条の2(簡易専用水道)

水道法施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査)、第17条(衛生上必要な措置)第55条(管理基準)、第56条(検査)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条(建築物環境衛生管理基準)

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条(給水に関する衛生上必要な措置等)水質基準に関する省令

学校事業所等水道条例第3条(水質基準)、第7条(水質検査)、第8条(衛生上の措置)

学校事業所等水道条例施行規則第2条(水質基準)、第6条(水質検査)、第6条の2(衛生上必要な措置)

、 は、井戸水を使用している学校等に適用される。

2.5 予防接種の事故

小学校においてツベルクリン反応検査の結果が陽性であったにもかかわらず、当該生徒の結果を確認せずにBCG接種を行った。

危機発生時の対応

応急措置

接種された児童の全身状態及び接種部位の観察を行い、ショック症状などの異常が見られる場合は、速やかに医療機関に受診させる。

状況把握

- ・ 校長は、該当校での誤接種の発生状況を確認し、市町村教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 市町村教育委員会は、該当教育事務所に速やかに報告し、対応について指示を仰ぐ。

関係機関との連携

市町村予防接種担当課、病院、所轄保健所と連携を図り、迅速な対応を行う。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 校長は、職員の役割分担を明確に指示し、生徒の健康状況の把握、関係機関の対応の記録等の収集に努め、的確な対応を図る。
- ・ 関係機関、報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

保護者、教育委員会への連絡

- ・ 校長は、速やかに該当児童及びその保護者に対して、誠意ある謝罪と状況説明を行う。
- ・ 誤接種後の経過観察を十分にを行い、必要があれば定期的に医療機関に受診させ、その結果を市町村教育委員会に報告する。

危機終息後の対応

原因の究明

なぜ誤接種が発生したか、責任体制、役割分担、実施手順や動線図を検討する。

心のケア

該当児童生徒及び保護者への適切な説明を行い、不安解消に努める。

再発防止

- ・ 予防接種マニュアル等を再確認し、マニュアルに欠陥がないか検討する。
- ・ 事前の打合せを十分にを行い、役割分担、手順について全ての従事者が確認のうえ、実施する。

報告

事後措置の状況を、市町村教育委員会へ報告する。

危機の予防対策

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

関係法令等

学校教育法第12条（健康診断等）

学校保健法第6条（児童、生徒、学生及び幼児の健康診断）、第3条の2（学校環境の安全）

学校保健法施行規則第3条（児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の時期）、第4条（児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の項目）、第5条（児童、生徒、学生及び幼児の健康診断の方法及び技術的基準）、第22条の4（日常における環境衛生置）、第25条（学校薬剤師の職務執行の準則）

結核予防法第2条（国及び地方公共団体の義務）、第4条（定期の健康診断）、第13条（定期の予防接種）、第17条（ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける責務）

予防接種法第2条第3条（定期の予防接種）

2.6 施設からの落雪による事故

2月の大雪が降った某日、A高校で昼食後の休憩時間中、体育館の屋根に降り積もった雪が落雪、体育館脇に設置されていた野球の防球ネットに当たり、その圧力で防球ネットのポールが破損し、グラウンドで遊んでいた生徒の上に倒壊した。

近くで事故を目撃していた生徒が、職員室に駆け込んできた。

危機発生時の対応

ア 初期対応

状況把握

- ・ 生徒の救護を最優先に対応する。
- ・ 教職員は直ちに現場に向き、生徒の負傷の状況を確認する。
- ・ 施設の被害の程度、被害拡大の可能性を確認する。

救急（応急）措置

- ・ 事故の再発が予想される場合は、負傷者を直ちに現場から安全な場所へ移動する。
- ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、負傷の程度により医療機関の治療を受けさせるとともに、特に重傷の場合は、消防署（119番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- ・ 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者に連絡をとり搬送先等の了解を得る。但し、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 負傷した生徒の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明を行う。

通報、報告

- ・ 校長は、関係機関（警察（110番）、消防（119番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事故の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。

イ 事後の対応

保護者への連絡

- ・ 負傷した生徒の保護者（家族等）に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。
- ・ 負傷者の氏名、負傷の程度を整理し、負傷した生徒以外の保護者からの照会に対して、適切に対応する。

生徒等の安全対策

現場からの救護活動を実施した後、事故の再発に備えて、生徒等が危険区域内に立ち入らないよう措置する。

関係機関との連携

警察に事故の概要、負傷者に対する対応状況等を説明し、事故後の調査、検証のための注意事項等の指示を受ける。

情報の収集と一元化

- ・ 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

教育委員会への報告

- ・ 校長は、事故処理が終息するまで、状況に応じて適宜、県教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、事故処理が終息した場合は、電話で報告するとともに、事故の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する。（学校事故報告、財産事故報告等）

危機終息後の対応

原因の究明

関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、事故発生の原因を究明する。

心のケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合は、教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

復旧

- ・ 教育活動に支障をきたす場合は、速やかに復旧のための措置を講ずる。
- ・ 施設等の復旧が完了するまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。

危機の予防対策

安全管理

- ・ 危険箇所の再点検を実施し、速やかに改善する措置を講ずる。
- ・ 日頃から、職員の安全管理意識を高め、施設・設備の点検・管理体制を確立する。

安全指導（教育）

全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導の徹底を図り事故防止を図る。

初動対応の周知徹底

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

学校教育法施行規則第1条第2項（教育上適切な環境）

学校保健法第2条（学校保健安全計画）、第3条の2項（学校環境の安全）

学校保健法施行規則第22条第5項1号（安全点検）、同条第6項（事後措置）、同条第7項（日常における環境の安全）

27 県営体育施設利用中の事故

県営体育館で、地域の体操スポーツクラブが体育館の設備を使用して競技の練習中に、クラブ員の高校生Aが、使用していた鉄棒のバーが金属疲労により折損し、Aは鉄棒から落下し、骨折した。

危機発生時の対応

状況把握及び救急（応急）措置

- ・（財）岩手県スポーツ振興事業団職員は、直ちに救急車（119番）の出動を要請し、負傷したクラブ員を病院に搬送する。
- ・ 救急車の到着までの時間、応急手当が必要と認められる場合（出血等の手当、安静状態の確保等）は、的確に対応する。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 職員は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の病院に赴く。
- ・ 負傷者の保護者、学校、勤務先等に事故の連絡をする。
- ・ 事故の詳細について、目撃者等からの聴取も含めて文書で記録し、その内容を県教育委員会に報告する。

関係機関との連携

（財）岩手県スポーツ振興事業団は、負傷者の負傷の程度、目撃者等の聴取を含めた事故の状況を県教育委員会に報告する。

危機回避の方策

日常点検の励行

施設管理者は、使用前及び使用後に目視、触感で、通常と異なる音、揺れ、ガツツキ、動き具合等の点検をし、併せて汚れた箇所等の清掃も行う。

定期点検

施設管理者は、ボルト・ナットの緩み、回転部の注油、磨耗程度及び変形の有無などを定期的に点検する。

保守点検

施設管理者は、専門家、専門業者に定期的に保守点検を依頼する。

点検マニュアルの作成等

施設管理者は、日常点検、定期点検、保守点検の3段階について、器具の取扱説明書に沿った点検マニュアルを作成し、点検履歴を整え、施設使用者の安全確保に努める。

関係法令等

国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）、第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）

28 盗難(施設外からの起因)

A高校で、早朝、野球部の男子生徒が練習のため、部室に行くと窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。野球部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた男子生徒から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行い、器物損壊・盗難等の状況を可能な範囲で把握し、校長に速やかに報告する。
- ・ 校長は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた生徒に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。
- ・ 担任を通じて、全生徒に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、生徒の持ち物に被害がないか確認する。

関係機関との連携

- ・ 警察(110番) - 状況を警察(110番)に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、生徒が負傷しないよう、ガラスを片付けたり窓をふさいだりするなどの応急措置をする。
- ・ 教育委員会 - 速やかに県教育委員会に報告し、対応について助言を受ける。
- ・ 近隣校 - 近隣校に盗難発生の実情を伝え、被害が他に拡大しないよう努める。
- ・ 保護者 - 盗難があったことを保護者に連絡し、生徒が貴重品等を学校に保管しないよう、注意を呼びかける。

情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

危機の予防対策

施錠等の管理の徹底

- ・ 教室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。
- ・ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行うほか、巡回時刻や回数の見直し等を行う。
- ・ 学校への侵入は構造上容易なことがあるので、備品や私物等の保管場所等に十分配慮する。

生徒に対する指導

盗難の被害に遭わないために、貴重品等については、自己管理するよう日頃から指導する。

来校者の確認

- ・ 来校者の通常の出入口を限定し、来校者に対し教職員が素早く対応できるよう努める。
- ・ 来校者に対し入口を明示し、職員室に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。
- ・ 来校者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の状況について注意を払う。
- ・ 教職員が名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。

不審者の侵入により被害が続く場合

警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所等のデータを分析し、傾向を把握する。

関係法令等

民法第709条(不法行為)

29 教育施設の爆破（予告）

A高校で、授業時間中、事務室に男の声で「校内に爆弾を仕掛けた」との電話がかかった。電話を受けた職員は、突然のことで対応に苦慮したが冷静さを取り戻し、電話の相手方から「爆発の時間、目的、相手の素性等」を聞き出そうとしたが、何も言わず電話を切られた。

危機発生時の対応（予告の場合）

ア 初期対応

避難

- ・ 爆発の時間、爆発物の数、場所等が不明であるので、まず生徒及び教職員の安全の確保を最優先させるため、電話の内容を校長に報告し、速やかに校内放送等により避難指示をする。
- ・ 避難の指示を受けた教職員（担当教員）は、生徒に対し、落ち着いて避難するように指示し校地外の安全な場所に避難する。なお、避難に当たっては、不審物に触らないよう徹底する。
- ・ 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

通報、報告

- ・ 校長は、警察（110番）に通報し、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事件の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。

イ 避難後の対応

避難確認及び安全対策

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（職員を配置するなど）

警察、消防等関係機関との連携（施設設備の状況により、電力会社、ガス会社等の対応もある）

- ・ 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・ 不審者や不審物の情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。
- ・ 爆発物の搜索等には校内の配置図が必要となるので、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

情報の収集と一元化

- ・ 不審者や不審物の情報について取りまとめ、校長に報告する。
- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関と十分協議のうえ対応する。

保護者への連絡

- ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に対して生徒の安全確保等について連絡する。
- ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。

教育委員会への報告

- ・ 校長は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、県教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する。（学校事故報告、財産事故報告等）

危機発生時の対応（爆発が発生した場合）

爆発が発生した場合は、前記の予告の対応に加えて次の対応をする。

状況把握

- ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速に情報収集する。
- ・ 生徒及び教職員の負傷の有無、負傷の程度の確認をする。
- ・ 施設の被害状況を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。

救急（応急）措置

- ・ 養護教諭等による必要な応急措置を講じ、消防署（119番）へ通報し救急車の出動を要請する。
- ・ 校長の指示を受けた教職員は、救急車が到着した場合、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 医療機関への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり搬送先等の了解を得る。ただし、緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 負傷した生徒等の救急車による搬送の際は、隊員の指示に従って教職員が付き添い、事故の状況説明をする。
- ・ 負傷した生徒の保護者及び教職員の家族に、負傷の程度、搬送された病院及び付き添っている教職員の氏名等を連絡する。

危機終息後の対応

原因の究明

関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

心のケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合等は、県教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

復旧及び措置要請

- ・ 施設等の安全が確認されるまでは、必要箇所の立入禁止措置を講ずる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、県教育委員会に措置を要請する。

危機の予防対策

不審者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

日中においては、不審者の出入りの監視を強化するとともに、不審物の有無の確認など日常点検を徹底する。

教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実にを行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。

警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

刑法第 117 条（激発物破裂）、第 130 条（住居進入等）、第 199 条（殺人）、第 204 条（障害）、第 222 条（脅迫）

爆発物取締罰則

民法第 709 条（不法行為の一般的要件・効果）

30 教育施設の不法占拠

A高校で、授業時間中、数人の男が包丁等を携帯して乱入し、校長が在室する校長室を占拠、さらに1年B組の教室を占拠し、教員1名と生徒40人を人質にして立てこもった。

危機発生時の対応

ア 初期対応

通報、報告

- ・ 教頭は、直ちに警察（110番）に通報し出動を要請、併せて必要な指示を受ける。
- ・ 事件の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。
- ・ 占拠者から要求等があった場合は、速やかに関係機関（警察等）に伝達する。

状況把握等

- ・ 教頭は、教職員に指示して可能な範囲において情報収集し、その情報をもとに生徒及び教員の安全確保のための対策を検討する。
- ・ 教頭は、生徒及び教職員に対し占拠者を刺激するような、不用意な行動は慎むよう指示する。
- ・ 人質となった教員は、生徒の安全を最優先に冷静に行動し、生徒の動揺を静めるとともに、不用意な行動を慎むよう生徒に徹底する。
- ・ 占拠者から、校内での行動について制限する要求があった場合は、人質の安全を最優先に対応する。
- ・ 救護活動や避難の円滑な実施のため、校舎内の状況等について、分担して迅速な情報収集を行う。

救急（応急）措置

- ・ 生徒及び教職員の負傷の有無等を確認し、負傷者に対して養護教員等により応急処置を講じる。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 病院への搬送に当たっては、保護者等に連絡をとり搬送先等の了解を得る。ただし緊急を要する場合は事後に連絡する。
- ・ 救急車による搬送の際は、隊員の指示により教職員が付き添い、負傷の状況等を説明をする。

避難

- ・ 施設の状況等を可能な範囲で把握し、避難時の安全性を確認し、避難経路を決定する。
- ・ 生徒の安全確保が最優先であるので、避難が可能な場合は、教頭は速やかに避難の指示をする。指示を受けた教職員は、生徒に対し状況を説明し、落ち着いて避難するよう指示し、校地外の安全な場所に避難する。
- ・ 避難に当たっては、占拠者を刺激しないよう、整然と速やかに行動するよう徹底する。
- ・ 教頭から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

イ 避難後の対応

避難確認及び安全対策

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員確認をする。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 警察等が到着するまでの間、来客、業者等が校地内に立ち入らないよう対応する。（職員を配置するなど）

関係機関との連携

- ・ 警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。
- ・ 占拠者に関する情報がある場合は、関係機関（警察等）に伝達する。
- ・ 警察等の対応上、校内の配置図が必要と思われることから、避難の際は施設台帳等施設設備の配置が分かる書類を携行する。

情報の収集と一元化

- ・ 占拠者に関する情報について取りまとめ、教頭に報告する。
- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、教頭等に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、以後の警察の捜査等と関係することから、関係機関（県教育委員会、警察等）と十分協議のうえ対応する。

保護者等への連絡

- ・ 生徒の避難完了後、速やかに保護者に連絡をとり、人質となっている生徒の保護者に状況を説明するとともに、生徒の安全確保等について連絡する。
- ・ 学校の安全が確認されるまでは、生徒は学校の管理下において避難場所で安全を確保することとなるが、状況に応じて、保護者への引渡しについて連絡する。
- ・ 負傷した生徒の保護者及び職員の家族に、負傷の程度及び搬送された病院等を連絡する。

教育委員会への報告

- ・ 教頭は、事件が終息するまで、状況に応じて、適宜、県教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、事件が終息した場合は、電話で報告するとともに、事件の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する。

危機終息後の対応

原因の究明

関係機関（警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

心のケア

- ・ 人質となった生徒等、精神状態を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合等は、県教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

復旧及び措置要請

- ・ 施設の損傷等により危険箇所がある場合は、安全が確保されるまで立入り禁止措置を講ずる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、県教育委員会に措置を要請する。

危機の予防対策

占拠者の進入経路等、警察の捜査結果を踏まえて、警備体制の強化を図る。

日中においては、不審者の出入りの監視を強化する。

夜間における占拠も想定されることから、教室や部室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行うとともに、最終退勤者は校舎の施錠の確認を励行する。

警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行う。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

刑法第130条（住居侵入等）、第199条（殺人）、第204条（傷害）、第222条（脅迫）

民法第709条（不法行為の一般的要件・効果）

3 1 授業中の火災発生

A高校で、授業時間中、1階給湯室から出火し、火災が発生した。
たまたま近くの廊下を歩いていた用務員が発見し、大声で「火事だ!」と周囲に知らせ、駆けつけてきた教職員に事務室に連絡するよう頼んだ。

危機発生時の対応

ア 初期対応

避難等

- ・ 火災発生時の対応は、消防計画に基づき、迅速かつ安全に行う。
- ・ 火災発見者は、直ちに火災報知器を作動させ、発火場所と火災の状況を教職員室等へ連絡する。
- ・ 火災の報告を受けたら、直ちに消防署（119番）へ通報し、校内放送等により避難指示をする。
- ・ 教職員が現場へ急行し、初期消火に当たる。
- ・ 窓やドアを閉め、火気の使用中的場合はガスの元栓を閉め、電気器具等の使用中にはコンセントを抜く。
- ・ 避難指示を受けた教職員は、生徒に対し、落ち着いて避難するよう指示（押すな、慌てるな、騒ぐな等）し、校地外の安全な場所に避難する。
- ・ 校長から指示を受けた最終確認者は、残留者がいないことを確認し、速やかに避難する。

通報

校長は、関係機関（消防（119番）、警察（110番）等）に通報し、併せて必要な指示を受ける。

イ 避難後の対応

避難確認等

- ・ 教職員は、避難場所に移動後、人員を確認する。（生徒の名簿等必要なものを携行する。）
- ・ 負傷者の有無を確認し、応急救護をする。
- ・ 教職員は、生徒に対して、整然と避難場所において待機するよう指示する。

報告

火災の発生後、速やかに県教育委員会に報告する。

関係機関との連携

消防、警察等が到着した場合、その後の対応については指示に従う。

情報の収集と一元化

- ・ 事故の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、事実を正確に把握し記録する。
- ・ 関係機関や報道関係等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。
- ・ 情報の公表については、犯罪性を伴う場合があることから、消防、警察の対応に委ねるものとする。

保護者への連絡

生徒の避難完了後（安全確認後）、あらかじめ定められた方法で速やかに保護者に連絡するとともに、状況に応じて保護者への引渡しについても連絡する。

教育委員会への報告

- ・ 校長は、火災事故が終息するまで、人的・物的な被害状況等について、状況に応じて、適宜、県教育委員会に報告する。
- ・ 校長は、火災事故が終息した場合は、事故の概要を取りまとめ、文書で県教育委員会に報告する。（財産事故報告、学校事故報告等）

危機終息後の対応

原因の究明

関係機関（消防、警察等）の指示のもと、検証等に立ち会い、捜査等に協力する。

復旧及び措置要請

- ・ 状況に応じて、危険箇所の立入禁止等の措置を講ずる。
- ・ 授業再開に向けて、状況に応じて、教室、学用品及び教職員の確保等について、県教育委員会に措置の要請をする。

心のケア

- ・ 生徒の精神状態等を的確に把握し、必要に応じて、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。
- ・ 学校での対応が困難な場合等は、教育委員会を通じて専門家の派遣を要請する。

再発防止

県教育委員会及び関係機関（消防、警察等）の指示・指導を受け、再発防止について、その対策を講ずる。

危機の予防対策

安全指導（教育）

- ・ 学校における防災教育は、安全教育の一環として継続的に実施し、学校教育活動全般を通じて計画的に行う。
- ・ 災害時に生徒の安全を確保するうえで、教職員の防災教育に関する指導力、危機管理能力及び応急処置能力を高めるための校内研修等を実施する。
- ・ 防災訓練については、様々な状況を想定した訓練を計画的に実施するよう努める。

安全管理

- ・ 日頃から、安全点検の実施計画（チェックリストを含む）を作成し、施設・設備の全般及び防火施設等について定期点検を実施する。
- ・ 学校や地域の実態に則し、火災、地震、風水害等の発生に伴う具体的な防災計画を作成する。（学校が避難場所になった場合の対応も考えておく。）

初動対応の周知徹底

万一火災が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

関係法令等

消防法第8条（防火管理者）、第17条（消防用設備等設置義務）

学校保健法第2条（学校保健安全計画）、第3条の2（学校環境の安全）

災害対策基本法第46条（災害予防及びその実施責任）、第47条（防災に関する組織の整備義務）、第48条（防災訓練義務）

32 下校途中の不審者による連れ去り未遂事件の発生

小学生が、下校途中一人で歩いていたところ、車に乗っている不審者から声をかけられ、さらに腕をつかまれ車に引き込まれそうになったので、相手の腕を振り切り自宅に逃げ帰った。
その後、話しを聞いた母親から学校に連絡が入り事件の発生を知るところとなった。

危機発生時の対応

状況把握・応急措置

- ・校長等全ての教職員へ情報が伝達され、子供たちへの注意喚起、通学路上での街頭指導、家庭への情報提供など、子供たちの安全確保を第一に考えた対応を行う。
- ・被害を受けた子供に対しては、担任・学年長等が訪問し、心のケアを図るとともに、事件の概要を把握する。なお、その際には、精神的なショック等があることを十分配慮する。
- ・緊急時の子供たちの登下校の方法について、集団登下校、保護者等の同伴など、各学校の状況に応じて、あらかじめ定める対応方針に基づき、子供たちを指導する。

関係機関との連携

- 警察(110番) - 警察に110番通報し、パトロール等の実施を要請するなど、速やかに警察との連携を図る。
- 教育委員会 - 市町村教育委員会に連絡し、助言を受ける。
- 近隣校 - 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。
- ボランティア - 子供たちの安全確保を図るため、PTA、地域住民等による学校支援のボランティアから学校内外の巡回等の協力を得る。
- 地域関係団体 - PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携・協力のもと、各家庭や地域への注意喚起、学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組を行う。
- 家庭 - 学校や関係機関等から注意依頼の文書等を各家庭に配布したり、地域への掲示を求めるなど、速やかに周知する。

情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・全ての情報を校長に一元化し、校長の指示の下で対応する。
- ・校長が不在の場合は、あらかじめ定める校内体制に基づき対応する。
- ・関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明・再発防止

- ・緊急時の対応について問題点等を明らかにし、その反省と改善について、教職員間で共通理解を図るとともに、子供たちへの指導を行う。
- ・警察、教育委員会、PTA、地域関係団体等との一層の連携強化を図る。

報告

- ・事後措置の状況を市町村教育委員会に報告する。

危機の予防対策(学校安全に関する具体的な留意事項)

実効あるマニュアルの策定

- ・学校安全の具体的な取組を進めていくためには、学校や地域の実情を踏まえた「学校独自のマニュアル」を作成する。
- ・実効性を高めるためには、危機対応訓練等を行うことにより、内容面、役割分担など、多角的な観点から不断に検証し、随時改善を図る。

学校安全に対する校内体制の整備

- ・校長、教頭及び学校安全に関し教職員間の連絡調整や指導・助言に当たる中心的な役割を果たす担当者等による安全組織を設けるなど、校内体制を整備する。

- ・日頃から職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換や意見交換を行うなどして、教職員一人ひとりの共通理解を深める。
子供の防犯教育の充実
- ・子供自身が様々な危険を予測し、それを回避できるようにするため、防犯教室や防犯訓練などの実施により、防犯意識や安全対応能力を高めるための知識・技能を習得させる。
登下校時や外出時の安全確保
- ・登下校や外出時には、定められた通学路を守ること、できるだけ複数で歩くこと、知らない人の誘いにのらないことなど、安全確保の方法について、子供たちに指導する。
- ・通学路において、人通りが少ないなど、子供たちが登下校の際に注意を払うべき場所等をあらかじめ把握し、例えば安全マップを作成し子供たちや保護者に周知するなどして注意を喚起する。なお、安全マップなどを作成するに当たっては、家庭や地域の協力を得たり、教職員が定期的に巡回するなどして、常に最新の情報に更新していく。
- ・登下校時における万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、子供たちに周知する。（「子ども110番」ボランティアの名簿が、所轄警察署生活安全課に備え付けられていることから、定期的に確認すること。また、「子ども110番」ボランティアには、「家」のほか、タクシーやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便集配等が依頼されていることから、所轄警察署に確認のうえ、子供たちに周知すること。）
(例) 子供たちが、身近な存在として「子ども110番の家」を意識することができるよう、「子ども110番の家カード」の作成や、「子ども110番の家」の訪問を取り入れるなどして、緊急時の危険回避の方法を指導する。
(例) 子供たちの発達段階に応じて、子供たち自身に、通学路の地図を作成させ、「子ども110番の家」、危険箇所等を地図に記入させることにより、「子ども110番の家」などを意識させる。
- ・子供たちに対し、登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法(大声を出す、逃げる、人のいる場所に飛び込み助けを求める等)を指導する。
不審者情報に係る関係機関等との連携
- ・日頃から警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、情報を速やかに把握できるようにする。
(例) 定期的に所轄警察署や交番を訪問したり、PTAや地域住民等との会合を開催する。
(例) 保護者や地域の人々に、学校の電話番号、FAX番号、メールアドレスなどを知らせ、学校が不審者に関する情報を得やすい体制づくりに努める。
- ・近隣の学校や幼稚園、保育所等との間で、相互に情報を交換する仕組みを構築する。
家庭や地域社会の協力
- ・保護者等が不審者情報を収集した場合、警察、学校等への速やかな連絡が行われるよう協力を求める。
- ・子供たちが、犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、危険な場所の確認や、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。
- ・子供の自己防衛手段として、防犯ブザー、ホイッスルなどの活用が有効であることの理解とそれらの携帯について協力を得る。
- ・防犯ブザー・ホイッスルなどが使用された場合の対応について、保護者や地域住民等との会合などで確認し協力を得る。
- ・PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」をはじめとする取組を行う。
(例) 岩手県PTA連合会が県内の全小・中学校単位PTAに配付した「防犯パトロール」ステッカーを活用し、随時巡回活動を行う。
- ・PTA、自治会、青少年教育団体などの地域関係団体等との連携のもと、通学路の安全点検、登下校時・授業中・放課後・学校開放時等における学校内外の巡回等の取組を行う。
- ・登下校時等に、子供たちが緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティア協力を得る。

第2項 自然災害等に係る事項

1 地震、津波

三陸沖を震源とする、震度5の地震が発生し、崖崩れによる家屋の損壊や落下による器物の破損など施設等に被害が発生した。

さらに、津波注意報が発令された。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ・ 施設・設備・通信手段の被害状況の確認をする。
- ・ 施設周辺の被害状況及び避難場所の確認をする。

救急（応急）措置

- ・ 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
- ・ 避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・ 発火物の適切な処置と確認をする。
- ・ 通信手段の確保を図る。

関係機関との連携

警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- ・ 施設・設備被害の的確な情報収集と確認を行う。
- ・ 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長等に窓口を一本化して混乱を避ける。

家族及び教育委員会への連絡・報告

- ・ 児童生徒等の家族に速やかに連絡する。
- ・ 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。

危機終息後の対応

原因の究明

- ・ 児童生徒等の被災の原因として、人的要素がないか確認する。
- ・ 防災体制の問題点の確認を行う。

復旧及び支援・援助

- ・ 速やかな教育活動の再開及び修学援助の必要性の確認をする。
- ・ 施設・設備の早期の復旧を図る。

心のケア

- ・ 児童生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- ・ 心のケアに対する体制の整備を図る。

再発防止（危機の予防対策）

- ・ 避難訓練を実施する。
- ・ 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。

関係法令等

災害対策基本法

岩手県地域防災計画

岩手県災害対策本部規程

岩手県災害対策本部教育部運営要領

「学校の防災体制の充実に係る指針」

2 火山噴火

岩手山西側山麓より、相当の規模で噴火が始まった。
周辺市町村への溶岩の流出が予想され、避難命令が発令された。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 児童生徒等、人的被害（安否）の確認をする。
- ・ 避難場所の確認をする。

救急（応急）措置

- ・ 防災体制を速やかに整え、救護班の編成と迅速な救護活動を開始する。
- ・ 避難場所への安全で的確な誘導をする。
- ・ 通信手段の確保を図る。

関係機関との連携

警察（110番）、消防（119番）、医療機関との連絡体制の確保を図る。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 人的被害の的確な情報収集と確認を行う。
- ・ 関係機関や報道関係者等外部への情報を提供する場合は、校長等に窓口を一本化して混乱を避ける。

家族及び教育委員会への連絡・報告

- ・ 児童生徒等の家族に速やかに連絡する。
- ・ 教育委員会の担当部署に速やかに報告する。

危機終息後の対応

復旧及び支援・援助

速やかな教育活動の再開を図る。

心のケア

- ・ 児童生徒等に係る心身の健康状態の把握に努める。
- ・ 心のケアに対する体制の整備を図る。

危機の予防対策

- ・ 避難訓練を実施する。
- ・ 防災教育を実施し、啓蒙活動を行う。

詳細なマニュアルは、「岩手山火山被害対策マニュアル」（平成10年11月策定）を参照のこと。

3 猛獣（山林でクマを発見）

小学校6年生の課外授業で学校近くの山林に自然観察に行ったとき、クマに関し、次のケースに遭遇した。

- (ケース1) クマの足跡やフンを発見した。
- (ケース2) 遠くにクマを発見した。
- (ケース3) 突然、クマに出遭った。
- (ケース4) クマに襲われ、けがをした。

危機発生時の対応

状況把握・応急措置

担当教員は、児童の安全確保を最優先に、児童の精神的な動揺を静めながら、連携して対応する。

(ケース1 クマの足跡やフンを発見した場合)出遭わない工夫をする

- ・ クマに出遭わないように、鈴、笛、ラジオ、テープレコーダーなど音のするものを身につけ、クマに自分の存在を知らせる。(クマは、聴覚が優れている。)
- ・ クマの活動が活発な朝夕や霧がでているときの行動は避ける。(人の存在がわかりにくい。)
- ・ 時々あたりに注意を払い、クマの足跡、フンなどを発見した場合は、すぐに引き返す。

(ケース2 遠くにクマを発見した場合)接近しない

- ・ 遠くにクマを発見した場合は、あわてず、そっと立ち去る。
- ・ 大声で叫んだり、石や棒切れを投げつけてクマを興奮させないようにする。

(ケース3 クマに出遭った場合)刺激しない

- ・ 子グマを見つけた場合は、親グマが近くにいるので、そっと立ち去る。(子グマを守ろうとして襲ってくる場合がある。)
- ・ クマから目を離さないようにして、できるだけゆっくりと後ずさりしながらクマから離れる。クマとの間に立木等の障害物をいれることができる位置に移動することで突進を防ぐことができる場合もある。
- ・ 走って逃げない。背中を見せて逃げるとクマは本能的に襲ってくるので、厳禁である。

(ケース4 クマに襲われた場合)

- ・ 襲われて負傷した場合は、現場で可能な限り応急措置を施す。
- ・ 下山できる場合は、下山する。
- ・ 携帯電話が使用できる場合は、携帯電話により救助を要請するとともに(119番)、学校に連絡し、応援等を求める。
- ・ 負傷者が下山できず、携帯電話が使用できない場合は、教員が連携して、負傷者を保護する者と、児童とともに下山し救助を求める者に分かれ対応する。

学校における対応

- ・ 担当教員は、携帯電話等により、校長に状況を報告する。
- ・ 校長は、状況に応じて、応援職員の派遣等を行う。
- ・ 校長は、状況に応じて、職員会議の開催を行い、児童の登下校時の安全確保について、再確認を行い、児童に対して、集団での登下校時の実施などを指導する。

関係機関との連携

- 警察(110番) - 警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。
- 消防(119番) - 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。

- 教育委員会・市町村の担当課 - 市町村教育委員会にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。
報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を地方振興局長に行い、許可を得た上で(緊急の場合は口頭で許可)、追い払い又は駆除を行うものである。
報告を受けた市町村教育委員会においても、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。
- 保護者 - 保護者に対しては、状況に応じて担任等を通じ連絡をとり、登下校の際の付添い等、協力を得るよう努める。児童が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。
- 地域関係団体 - 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、児童の登下校時の安全確保についての協力を得るよう努める。
- 近隣校 - 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

情報の収集と一元化(報道機関への対応)

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

事故調査の記録をもとに事故原因を究明し、その反省と改善について全教職員の共通理解を図る。

再発防止

- ・ 教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。
- ・ 事後措置の状況を教育委員会へ報告する。

心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会に報告する。

危機の予防対策

野外活動が必要な場合は、予め入山地域のクマの出没情報を警察・市町村役場・地元住民等から収集し、危険な場所には近づかないようにする。

朝夕、黎明薄暮時は、クマの行動が活発な時間帯であり、山中に入らない。

学校周辺にクマが出没する地域では、児童の登下校時の安全確保のため、児童に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。

また、クマに遭遇した場合の安全確保を図るため、状況に応じて、クマ撃退用のスプレーなどを用意する。

クマを人里周辺に引き寄せないためには、人家の周りに残飯を無造作に捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力して、地域ぐるみで予防措置を講じる。

キャンプ等でのゴミは必ず持ち帰るなど、クマを引き寄せないようにする。

携帯電話が通話可能なエリアでは、不測の事態に備えて携行する。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

4 猛獣(学校周辺にクマが出没)

小学校の体育の授業時間中、3年の児童が、校庭の近くの田んぼにクマがいることを発見した。クマは、学校の方に向かってゆっくり歩いてきた。

危機発生時の対応

ア 児童の安全確保

担当教員は、他の教職員の応援を求めながら、校舎内の危険のない場所に児童を誘導する。

近くにいる教職員等の協力を得て、校長にクマの接近を報告する。報告に当たっては、大声をでしながら途中の教室に知らせ、特に1階の玄関や窓の施錠、2階等の安全な場所へ児童を避難誘導させるなど、教職員の協力を得て速やかに行う。

教職員自ら校長に情報伝達する場合は、教職員が連携し児童だけとなる状況をつくらない。

児童と教職員の身を守るために、ほうき・モップ・椅子など、身近にある物を活用して、防御体制を確保する。

万一の場合に備えて、養護教員を中心として、応急手当の準備体制を整える。

危険の回避後は、他の教職員と連携して、児童の精神的な動揺を静めるよう努める。

イ 校長への情報伝達

事件発生の状況を校長に速やかに連絡し、あらかじめ決められた指示命令系統に基づいて対応する。

情報の内容に応じて、全教職員に一齐に指示・情報が伝わるよう、放送設備の利用等による伝達を行う。

ウ 教育委員会、関係機関との連携

校長又は校長の指示を受けた教職員が、警察、消防署等の関係機関や市町村教育委員会等に対して、直ちに通報を行う。

警察(110番) - 警察に110番通報を行い、速やかに出動を要請する。

消防(119番) - 負傷者が発生した場合は、消防署に119番通報を行うとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当を行う。救急車には、隊員の指示に従って教職員が同乗し状況説明を行う。

教育委員会・市町村の担当課 - 市町村教育委員会にクマ発見の状況等について報告するとともに、市町村の担当課にクマ発見の状況等について報告する。
報告を受けた市町村は、状況に応じて、クマの駆除の許可申請を地方振興局長に行い、許可を得た上で(緊急の場合は口頭で許可)、追い払い又は駆除を行うものである。
報告を受けた市町村教育委員会においては、周辺の学校(県立、私立を含む)等に連絡し、注意を促す。

保護者 - 保護者に対して、状況に応じて、担任(不在の場合は学年主任など他の職員)を通じて、連絡をとり、登下校の際の付添い等の協力を得るよう努める。児童が被害にあった場合には、直ちに情報を伝える。

地域関係団体 - 地域関係団体に対し、クマの出没について報告し、特に、児童の登下校時の安全確保について協力を得るよう努める。

近隣校 - 近隣校に状況を連絡し、注意を喚起する。

エ 情報の収集と一元化(報道機関への対応)

生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。

関係機関や報道機関等外部に情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

危機終息後の対応

原因の究明

教職員等から状況を確認して事故調査の記録を作成するとともに、事故発生の原因や問題点を明らかにし、それらの反省と改善について、全教職員の共通理解を得る。

支援・援助

校長等が、負傷した子供たちを見舞い、保護者に事故発生の状況、日本体育・学校健康センターの手続き、治療費等について説明を行う。

学校教育の再開

所管教育委員会・県教育委員会による学校教育再開に向けた支援を行う。

再発防止

事故の状況、その後の対応を検証して、事故防止対策や安全点検等を見直し、事故の再発防止に取り組む。

心のケア

負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のケアを行う。

報告

事後措置の状況を市町村教育委員会に報告する。

危機の予防対策

学校周辺にクマが出没する地域では、児童の登下校時の安全を確保するため、児童に、笛、鈴など音のするものを身に付けるなどの措置を講ずる。

クマを人里周辺に引き寄せないためには、学校や人家の周りに残飯などを無造作に保管しない、捨てない、廃棄果樹等を適切に処分するなどの取組みが必要であり、地域諸団体と協力し地域全体で予防措置を講じる。

万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により対応が確実にできるようにする。

第3項 その他事項

1 窓口対応

事前に連絡をしないで窓口を訪れ、ある問題に対し教育事務所長へ苦情を申し入れたいとの来客があった。

当日は、教育事務所長が出張中であったため、担当者に案内する旨話したが、教育事務所長以外の対応は不要で、日程を確保して欲しいと言われた。

危機発生時の対応

状況把握

- ・ 相手がどこの誰かを確認する。
- ・ 用件の内容を的確に把握する。
- ・ 危険物の所持がないか確認する。

対応措置

- ・ 用件の内容を確認するため、相手に対して復唱する。
- ・ 問題の内容については、担当で検討していることを説明する。
- ・ 一人の職員ではなく複数の職員で対応する。

関係機関との連携

- ・ 警察の要請が必要か検討する。
- ・ 訪問者が組織として来庁した場合は、関係機関との連携を図る。

危機終息後の対応

来庁の目的を把握するとともに、来庁目的が適法なものか検討する。

危機の予防対策

常に適正な事務処理を行うとともに、県民に対する説明責任を十分に果たすなど、苦情等がでない運営に努める。

再度の来庁に備え、対応を検討する。

2 空からの落下物

通信衛星が、何らかの原因で故障し岩手県内に落下する危険があるとの情報が入った。
衛星のコントロールが不可能であり、県内における落下場所の特定は不可能とのことである。

危機発生時の対応

状況把握

落下場所の特定をするため、情報の収集に努める。

対応措置

- ・ 避難場所の確認をする。
- ・ 連絡体制の確認をする。
- ・ 関係機関等への連絡体制を確認する。
- ・ 関係機関等への連絡に当たってはファックス、電子メールやインターネット等を活用し速やかに情報伝達を行うとともに、文書で情報を伝達する。

関係機関との連携

- ・ 関係部局、警察、消防との連携を図る。
- ・ 救急体制の整備を図る。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
- ・ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

教育委員会等関係機関への連絡報告

- ・ 市町村教育委員会との連携を図る。
- ・ 県立学校との連絡を速やかにできる体制を確保する。

被害状況の把握

- ・ 児童・生徒等の被害がないか確認する。
- ・ 施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

危機終息後の対応

関係部局等から、原因、被害状況等の情報を収集する。

児童・生徒等の避難が適切になされたか把握する。

復旧及び支援・援助

早期に授業や事業ができるよう、対応策を検討し実行する。

心のケア

児童・生徒等の被害については、医師等関係機関との連携を図り、心のケアに対応する。

危機の予防対策

不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。

3 本庁における不審物対応

総務課倉庫前の廊下に所属等の表示がないダンボール箱があり、中から時計のような音が聞こえている。

危機発生時の対応

本庁各室課の対応

ア 初期被害発生・拡大防止策

不審郵便物等の特徴を踏まえた取扱いにより、初期被害発生・拡大防止策を講じる。

イ 避難

不審郵便物等が発見された部屋にいる職員等を早期に室外に避難させる。

ウ 通報

速やかに所属長に連絡し、必要と判断された場合は、所属長は警察署（110番）へ通報する。

エ 報告

所属長は速やかに総務課長に報告し、総務課長は次により、庁内関係課に報告する。

(ア) 総務課長は、教育長、関係室課長、総務部総務監、管財課長及び総合防災室長に報告する。

(イ) 教育長は、知事、副知事及び出納長（以下「知事等」という。）に報告する。

オ 警察署からの指示の遵守

警察署から不審郵便物等の状況に応じた指示がなされるので、それに従った迅速な対応をとる。

総務部における対応

ア 管財課

発見現場の周辺への被害拡大を防ぐため、警察署の指示に従い、立入禁止区域の設定、空調システムの停止等被害発生・拡大防止策を講じる。

イ 総合防災室

(ア) 被害発生・拡大防止策の進捗状況を把握し、必要に応じて庁内関係課等の活動を支援する。

(イ) 被害規模を勘案し、必要に応じて災害対策本部（本部長：知事）を設置する。

被害状況の取りまとめ

総合防災室は、総務課、不審郵便物等発見課、管財課、警察署等から情報を入手し、知事等に報告する。

情報の提供及び公表

- ・ 総合防災室は、外部に情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、総務課及び関係機関と相互に連絡を取り合うものとする。
- ・ 報道機関への公表は、記者会見、記者クラブへの配布等により、勤務時間中は総合政策室広聴広報課を通じて、それ以外は幹事社を通じて、総合防災室が行う。

危機終息後の対応等

不審郵便物等の早期発見

本庁各室課においては、郵便物等の取扱いに当たっては、関係機関（保健衛生課及び総合防災室等）から示される不審郵便物等の特徴をもとに、その早期発見に努めるものとする。

日常とるべき対応（本庁各室課は、常日頃から、次のような対応に努めるものとする。）

- ・ 情報収集 不審郵便物等の特徴に関する情報の早期入手のため、関係機関と連携を密にする。
- ・ 入室者の把握 不審物持込防止のため、入室者の確認を徹底する等不審者の入室防止に努める。
- ・ 室内外の見回り 室内外の死角をなくし、目の届かない所については、見回りを行う。

詳細なマニュアルは「不審郵便物等対応マニュアル」（平成13年11月15日付教総第232号教育長通知を参照のこと。

4 本庁における不審者対応

普段、見慣れない人物が手提げ袋を片手に持ち、エレベーターホール周辺を、約1時間以上に渡り、何か独り言を話ながら徘徊している。

危機発生時の対応

状況把握・救急（応急）措置

- ・ 用件（探している担当課等）を確認する。
（例：「どちらか、お探しの課はございますか。私がお案内いたしますが。」等）
- ・ 不審物を所持している等、明らかに不審者と見受けられる場合には、一人に対応せず、複数の職員で上記の対応を行う。
- ・ 用件確認の結果、特に用件もなく徘徊している場合には、総務部危機管理監及び管財課並びに総務課へ連絡する。
- ・ 総務部管財課に連絡を取り、不審者の監視に当たるよう依頼する。
- ・ 既に凶器を振りかざす等（素手による暴力も含む。）、他人に危害を加えるおそれが差し迫っている場合には、大声で周囲に身の危険を知らせる。
また、知らせを受けた職員は、直ちに警察（110番）に通報するとともに、管財課及び総務課総務係に連絡する。
- ・ 極力、警察官又はガードマンが到着するまで、不審者には近づかず、安全な執務室に集合のうえ施設するなどし、避難することが望ましいが、止むを得ず相手にする場合は、複数で取り囲み、かさ、イス等により身を守りながら行く手を阻みながら警察官の到着を待つ。
- ・ 万一負傷者がでた場合は、直ちに救急車（119番）の出動を要請する。また、明らかに軽症と考えられる場合であっても念のため職員診療所等の医師の診断を受けるようにする。

関係機関との連携

- ・ 凶器を所持する等、周囲に危害を加えるおそれのある不審者の侵入にあっては、速やかに警察官の出動を要請する。
- ・ 負傷者が発生した場合は、直ちに救急車の出動を要請する。

情報の収集と一元化（報道機関への対応）

全ての情報は、速やかに総務課総務係あて報告することとし、報道機関への対応は総務課が行う。

教育委員会、家庭等関係機関への連絡報告

- ・ 庁舎管理担当課である管財課と密接に連携を図る。
- ・ 負傷者が出た場合は、家族に連絡する。

危機終息後の対応

今後の対応の参考とするため、不審者の侵入を前段階（玄関等）で阻止することができなかったのか等、管財課と連携を図りつつ不審者の行動及び関係者の対応を検証する。

危機の再発防止及び予防対策

職員に対して名札着用を徹底し、来客者と職員の違いが容易に判別できるようにする。

不審者に限らず、来客者がエレベーターホール等で、目的の課を探して迷っている場面を見かけた場合は、必ず声をかけ、担当課まで案内する。

5 テロへの対処

テロを疑う事案の初動対応

警察、消防、保健所等との連絡通報体制の構築

県民、医療機関、その他の機関等から、テロを疑う事案に関する通報が警察、消防、保健所等の関係機関にあった場合、速やかに県庁関係課へ伝達されるよう連絡通報体制を構築する。また、自らテロを疑う事案を認知した課にあつては、速やかに所轄の警察署、又は消防署及び総合防災室に通報する。

知事等への迅速な通報

の通報を受けた県庁関係課及び自らテロを疑う事案を認知した課は、知事、副知事、出納長、担当部長及び総務部長（総合防災室）に速やかに通報する。

事故対策本部等の設置

発生事案の担当部局においては、被害が拡大し、組織を挙げて事案に対応する必要があると認めるときは、「岩手県 事故（事件）対策本部設置要領（準則）」に基づき事故対策本部（本部長：担当部長）等を設置し、被害情報の収集及び応急措置を実施する。

総合防災室と関係課の連携、協力

総務部（総合防災室）は、テロ対処に関する総合所管課として、事故対策本部等を設置し事案に対処している関係部局及び警察本部等と相互に連携、協力し、関係情報の収集、報道機関への情報提供等、迅速かつ的確に対応する。

テロと断定された場合又はその可能性が高いと判断された場合の対応

政府及び捜査機関等により、テロと断定された場合又はその可能性が高いと判断された場合、知事は、速やかに、岩手県災害対策本部（本部長：知事）を設置する。この場合、本部長は、副本部長のほか、事故対策本部の本部長であった関係部長及び警察本部長など、一部の本部員の出席により、直ちに本部員会議を開催することがある。

なお、各部局において設置した事故対策本部等は、災害対策本部に統合される。

情報の提供及び公表

対応状況等の県民への公表

県のテロに関する対応状況等について、総務部（総合防災室）が、報道機関を通じて県民に公表する。

情報提供を行うに当たっては、事件の再発防止、社会不安の解消、県民による協力の確保等の観点から、その内容、発表時期及び方法等について、事前又は事後に関係省庁及び警察等の関係機関等と相互に十分な調整と連絡を行う。

国外及び他の都道府県でテロが発生した場合の対応

必要に応じた岩手県災害対策本部の設置

国外及び他の都道府県でテロが発生し又はその可能性が高い事案が発生した場合、政府の対応状況や被害の状況等から判断し、本県で相当規模の被害発生のおそれがある等、知事が必要と認めるときには、岩手県災害対策本部（本部長：知事）を設置し、被害発生等に備えた必要な対応を行うこととする。

県関係者の安否確認

国外及び他の都道府県で発生したテロにより、多数の県関係者が被害に巻き込まれ、又はそのおそれがあるときは、「県関係者安否確認対応マニュアル」に従って対応する。

詳細なマニュアルは「テロ対処に対する基本方針」（平成13年10月30日付総防第939号総務部長通知）を参照のこと。

参 考 资 料

教育委員会危機管理検討委員会設置要綱

(設置)

第1 幼児、児童、生徒及びその他県民の生命、身体、財産に何らかの被害若しくは損失を生じ、又は生じるおそれのある不測の災害、事件、事故等に対応するため、危機管理体制の構築を目的として、教育委員会危機管理検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理対応方針の策定に関すること。
- (2) 危機管理マニュアルの作成に関すること。
- (3) その他必要と認められること。

(構成)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は総務課の分掌に係る事務を担当する教育次長を、副委員長は他の教育次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、委員会の会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第6 委員会に、幹事長及び幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事長は総務課長補佐(総務企画担当)をもって充てる。
- 3 幹事は、委員が推薦する者をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総括する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、委員会の所掌事項について、予備的に調査審議する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月6日から施行する。

別表(第3関係)

委 員
総 務 課 長
教 職 員 課 長
学 校 教 育 課 長
学 校 財 務 課 長
生 涯 学 習 文 化 課 長
ス ポ ー ツ 健 康 課 長
高 校 改 革 推 進 監
小 中 学 校 人 事 監
県 立 学 校 人 事 監

生 徒 指 導 監
文 化 財 保 護 監

岩手県教育委員会危機管理対応方針

(趣旨)

第1 この方針は、幼児・児童・生徒及び教職員並びに県民の生命、身体、財産に何らかの被害若しくは損害が生じ又は生じるおそれのある災害、事件、事故や、県教育行政の円滑な運営に支障を生じる恐れのある不測の緊急事態等(以下「危機」という。)に対し、迅速かつ的確に対処するため、教育委員会が所管又は管理する学校、社会教育施設、文化施設、社会体育施設(以下「学校等」という。)及び教育委員会事務局における危機への対応について定めるものとする。

(市町村教育委員会に対する指導・助言・支援)

第2 この方針は、県教育委員会における危機管理について定めるものであるが、危機という非常事態に直面した場合、関係機関が密接な連携と共通理解のもとで対応する必要があることから、市町村教育委員会に対しては、この方針に基づいた指導・助言・支援を行うものとする。

(危機管理マニュアル)

第3 様々な危機に迅速かつ的確に対応するため、別途、標準的な危機管理マニュアルを作成するものとする。

(平常時に取り組むべき事項)

第4 教育委員会事務局及び学校等は平常時においても、常に法令及び通知等の遵守に努めるとともに危機管理マニュアルを点検確認し、施設や周辺環境の変化に注意を払い、危機が発生した場合に、関係機関等と連携を図り、迅速かつ的確に対応できるよう体制の整備に努めるものとする。

(学校等において危機が発生した場合の対応)

第5 学校等において危機が発生した場合には、次により対応するものとする。

(1) 学校等

ア 危機が発生した場合、ただちに危機管理マニュアルに基づき、初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急措置を実施するとともに、速やかに教育委員会事務局担当課(以下「担当課」という。)に状況の報告を行うものとする。

イ 収集する主な情報は、次のとおりである。

(ア) 危機発生状況

(イ) 市町村及び関係機関の実施する応急措置状況

(ウ) 幼児・児童・生徒及び地域住民の避難等の状況

ウ 危機発生直後においては、情報窓口の一元化について、特に配慮するものとする。

エ 危機が発生した場合は、危機管理マニュアルを基本としつつも、危機の状況に応じて、臨機応変な対応を行い、被害等を最小限にするよう努めるものとする。

(2) 教育委員会事務局

ア 学校等に危機が発生した場合、各室課及び教育事務所は速やかに危機管理マニュアルに基づき、初動体制を確立し、事実関係の確認、情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行うものとする。

イ 学校等の危機に対する初期対応を円滑に進めるために、必要に応じて職員を派遣する等の方法により学校等を積極的に支援するよう努めるものとする。

なお、市町村立小中学校等についても、同様の支援を行うものとする。

ウ 事故(事件)対策本部等

担当課においては、危機発生後、事故(事件)が拡大し、組織を挙げて危機に対応する必要がある

生じた場合、別に定める岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領に基づき事故対策本部（本部長：教育長）を設置し、被害情報の収集及び応急措置を実施するものとする。

岩手県地域防災計画に基づき、岩手県災害対策本部が設置された場合、上記で設置した事故対策本部は、災害対策本部に統合されるものとする。

事故対策本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。

エ 関係部局との連携

総務部への報告

総務部が定める「危機管理対応方針について（平成12年2月10日制定）」の5(1)の基準により報告するものとする。

関係部局との連絡調整

教育委員会事務局担当課は、部局横断的な対応が必要となる危機が発生した場合、必要な応急措置について、関係部局と十分調整を行うものとする。

（危機終息後に取り組むべき事項）

第6 教育委員会事務局等は、危機終息後において取組状況を点検し、その結果を危機管理マニュアル等に反映させることなど、再発防止に努めるものとする。

（危機管理の担当区分）

第7 危機管理の担当区分は、次のとおりとする。

(1) 教育委員会事務局

教育委員会事務局の担当区分は次のとおりとする。

本庁各室課	岩手県教育委員会行政組織規則に定める、各室課の分掌事務に係る危機を担当する。
教育事務所	市町村立小中学校等の危機管理について、管轄する各市町村教育委員会に対し指導・助言する。

(2) 学校等

学校等の長は、別に定める標準的なマニュアルに基づき、当該学校等の実態に即した危機管理マニュアルを作成するものとする。

附 則

この方針は、平成13年12月28日から施行する。

岩手県教育委員会事故（事件）対策本部設置要領

（平成13年12月28日教育長決裁）

（趣旨）

第1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号ウに基づき、必要な事項を定める。

（設置基準）

第2 事故（事件）対策本部（以下「本部」という。）の設置基準は、次のとおりとする。
危機の発生等により、被害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、教育長が必要と認めるとき。
その他、教育長が必要と認めるとき

（所掌事項）

第3 本部の所掌事項は次のとおりとする。
危機及び被害の発生状況の把握に関すること。
市町村等の対応状況の把握に関すること。
応急措置の実施に関すること。
その他情報の収集等に関すること。

（組織）

第4 本部は、本部長、副本部長及び本部職員をもって構成する。
2 本部長は、教育長を、副本部長は教育次長を、本部職員は担当課の長及びその他本部長が必要と認める職員をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第5 本部長は、本部の事務を総括し、会議を主宰する。
2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集する。

（事務所）

第7 本部の事務所は、担当課に置く。

（支部）

第8 事故対策活動を効果的に実施するため、教育事務所に支部を置くことができる。

（廃止基準）

第9 本部は、本部長が危機による被害等の発生のおそれなくなったと認めるときに廃止する。
2 県地域防災計画に基づき災害対策本部が設置されたときは、本部はその組織に統合されるものとする。

（その他）

第10 危機による被害等が相当規模を超えると見込まれ、本部長が本部での対応が困難であると認めるときは、岩手県災害対策本部を所管する総務部長に速やかに報告する。

（補則）

第11 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。ただし、この要領第8により設置した支部の所掌事務は、当分の間、市町村立小学校及び中学校に係るものに限る。

岩手県教育委員会危機対応支援チーム設置要領

(平成13年12月28日教育長決裁)

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県教育委員会危機管理対応方針第5第2号イに定める支援を行うため、岩手県教育委員会危機対応支援チーム(以下「支援チーム」という。)の設置等に関し必要な事項を定める。

(設置及び派遣)

第2 教育長は、教育機関の長若しくは県営施設の管理の委託を受けた者又は市町村教育委員会からの要請を受け、必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるときは支援チームの設置及び派遣を行うことができる。

(支援業務)

第3 第2第1項により派遣される支援チームは、派遣先の長の指示に基づき支援業務を行うものとする。

2 第2第2項により派遣される支援チームは、教育長がその都度指示する支援業務を行うものとする。

(組織)

第4 支援チームは、教育長が指名する職員をもって組織する。

(庶務)

第5 支援チームに関する庶務は、総務課において処理する。

(解散等)

第6 支援チームは、教育長が指示した日に解散する。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、平成13年12月28日から施行する。

地区別、警察・消防等連絡先一覧

【県下共通】

警察への事件・事故の急報 110	岩手県教育委員会事務局（県庁代表 019-651-3111）			
	総務課	019-629-6106(直通)	019-629-6119 (FAX)	
	教職員課	019-629-6121(直通)	019-629-6134 (FAX)	
	火事・救助・救急車 119	学校教育課	019-629-6136(直通)	019-629-6144 (FAX)
		学校財務課	019-629-6156(直通)	019-629-6154 (FAX)
	海の事件・事故の通報 118	生涯学習文化課	019-629-6171(直通)	019-629-6179 (FAX)
スポーツ健康課		019-629-6191(直通)	019-629-6199 (FAX)	
高校改革推進室		019-629-6205(直通)	019-629-6134 (FAX)	

【盛岡教育事務所管内 盛岡教育事務所 直通 019-629-6741 FAX 019-629-6754】

市町村名	警察署	消防署	教育委員会
盛岡市	盛岡西警察署 019-645-0110	盛岡中央消防署 019-622-2175	盛岡市教育委員会 019-651-4111
	盛岡東警察署 019-606-0110	盛岡西消防署 019-647-2234	
	紫波警察署 019-671-0110	盛岡南消防署 019-638-5001	
雫石町	盛岡西警察署 019-645-0110	盛岡西消防署雫石分署 019-692-3215	雫石町教育委員会 019-692-2111
葛巻町	岩手警察署 0195-62-0110	盛岡中央消防署葛巻分署 0195-66-2709	葛巻町教育委員会 0195-66-2111
岩手町		盛岡中央消防署岩手分署 0195-62-2109	岩手町教育委員会 0195-62-2111
西根町		盛岡中央消防署西根分署 0195-76-2119	西根町教育委員会 0195-76-2111
滝沢村		盛岡西警察署 019-645-0110	盛岡西消防署滝沢分署 019-687-2251
松尾村	岩手警察署 0195-62-0110	盛岡中央消防署松尾分署 0195-74-2119	松尾村教育委員会 0195-74-2111
玉山村	盛岡東警察署 019-606-0110	盛岡中央消防署玉山分署 019-683-2050	玉山村教育委員会 019-683-2111
紫波町	紫波警察署 019-671-0110	紫波消防署 019-672-2400	紫波町教育委員会 019-672-3362
矢巾町		盛岡南消防署矢巾分署 019-697-2755	矢巾町教育委員会 019-697-2111
安代町	岩手警察署 0195-62-0110	盛岡中央消防署安代分署 0195-72-3119	安代町教育委員会 0195-72-2111

【花巻教育事務所管内 花巻教育事務所 直通 0198-22-4981 FAX 0198-23-1837】

市町村名	警察署	消防署	教育委員会
花巻市	花巻警察署 0198-23-0110	花巻消防署 0198-24-2119	花巻市教育委員会 0198-24-4051
大迫町		花巻消防署大迫分署 0198-48-2030	大迫町教育委員会 0198-48-2222
石鳥谷町		花巻消防署石鳥谷分署 0198-45-2119	石鳥谷町教育委員会 0198-45-2111
東和町		花巻消防署東和分署 0198-42-2119	東和町教育委員会 0198-42-4054

【北上教育事務所管内 北上教育事務所 直通 0197-65-2739 FAX 0197-64-0976】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
北 上 市	北上警察署 0197-63-0110	北上消防署 0197-64-1122	北上市教育委員会 0197-64-2111
湯 田 町		西和賀消防署 0197-84-2507	湯田町教育委員会 0197-82-2045
沢 内 村			沢内村教育委員会 0197-85-2337

【水沢教育事務所管内 水沢教育事務所 直通 0197-22-2891 FAX 0197-22-3295】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
水 沢 市	水沢警察署 0197-250110	水沢消防署 0197-24-7211	水沢市教育委員会 0197-24-2111
江 刺 市	江刺警察署 0197-31-0110	江刺市消防署 0197-35-2989	江刺市教育委員会 0197-35-2111
金ヶ崎町	水沢警察署 0197-25-0110	水沢消防署金ヶ崎分署 0197-44-2442	金ヶ崎町教育委員会 0197-42-2111
前 沢 町		水沢消防署前沢分署 0197-56-3820	前沢町教育委員会 0197-56-2111
胆 沢 町		水沢消防署胆沢分署 0197-46-2441	胆沢町教育委員会 0197-46-2111
衣 川 村		水沢消防署衣川分署 0197-52-3226	衣川村教育委員会 0197-52-3111

【一関教育事務所管内 一関教育事務所 直通 0191-26-1419 FAX 0191-26-1426】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
一 関 市	一関警察署 0191-21-0110	一関消防署 0191-25-5111	一関市教育委員会 0191-21-2111
花 泉 町		一関消防署花泉分署 0191-82-3373	花泉町教育委員会 0191-82-2211
平 泉 町		一関消防署平泉分署 0191-46-3574	平泉町教育委員会 0191-46-5576

【千厩教育事務所管内 千厩教育事務所 直通 0191-52-4981 FAX 0191-53-2987】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
大 東 町	千厩警察署 0191-51-0110	千厩消防署大東分署 0191-75-3225	大東町教育委員会 0191-72-2111
藤 沢 町		千厩消防署藤沢分署 0191-63-2119	藤沢町教育委員会 0191-63-2111
千 厩 町		千厩消防署 0191-53-2041	千厩町教育委員会 0191-53-2111
東 山 町		千厩消防署東山分署 0191-47-2152	東山町教育委員会 0191-47-2111
室 根 村		千厩消防署室根分署 0191-64-2101	室根村教育委員会 0191-64-2111
川 崎 村		千厩消防署川崎分署 0191-43-3119	川崎村教育委員会 0191-43-2111

【大船渡教育事務所管内 大船渡教育事務所 直通 0192-27-9910 FAX 0192-25-1380】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
大船渡市	大船渡警察署 0192-26-0110	大船渡消防署 0192-27-2119	大船渡市教育委員会 0192-27-3111
陸前高田市		陸前高田市消防署 0192-54-2119	陸前高田市教育委員会 0192-54-2111
住田町		大船渡消防署住田分署 0192-46-2119	住田町教育委員会 0192-46-2111
海上保安	第二管区海上保安部 022-363-0111 釜石海上保安部 0193-22-3820 宮古海上保安署 0193-62-6560		

【遠野教育事務所管内 遠野教育事務所 直通 0198-62-9939 FAX 0198-62-2846】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
遠野市	遠野警察署 0198-62-0110	遠野消防署 0198-62-4311	遠野市教育委員会 0198-62-2111
宮守村		遠野消防署宮守分署 0198-67-2222	宮守村教育委員会 0198-67-2111

【釜石教育事務所管内 釜石教育事務所 直通 0193-25-2711 FAX 0193-25-0010】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
釜石市	釜石警察署 0193-22-0110	釜石消防署 0193-22-2525	釜石市教育委員会 0193-22-5251
大槌町		大槌消防署 0193-42-3121	大槌町教育委員会 0193-42-6100
海上保安	第二管区海上保安部 022-363-0111 釜石海上保安部 0193-22-3820 宮古海上保安署 0193-62-6560		

【宮古教育事務所管内 宮古教育事務所 直通 0193-64-2222 FAX 0193-62-3995】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
宮古市	宮古警察署 0193-64-0110	宮古消防署 0193-62-5533	宮古市教育委員会 0193-62-2111
田老町		宮古消防署田老分署 0193-87-2545	田老町教育委員会 0193-87-2111
山田町		山田消防署 0193-82-3139	山田町教育委員会 0193-82-3111
岩泉町	岩泉警察署 0194-31-0110	岩泉消防署 0194-22-3456	岩泉町教育委員会 0194-22-2111
田野畑村		宮古消防署田野畑分署 0194-34-2100	田野畑村教育委員会 0194-34-2111
新里村	宮古警察署 0193-64-0110	宮古消防署新里分署 0193-72-2011	新里村教育委員会 0193-72-2111
川井村		宮古消防署川井分署 0193-76-2110	川井村教育委員会 0193-76-2111
海上保安	第二管区海上保安部 022-363-0111 釜石海上保安部 0193-22-3820 宮古海上保安署 0193-62-6560		

【久慈教育事務所管内 久慈教育事務所 直通 0194-53-4991 FAX 0194-52-8813】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 委 員 会
久 慈 市	久慈警察署 0194-53-0110	久慈消防署 0194-53-3109	久慈市教育委員会 0194-52-2111
普 代 村		久慈消防署普代分署 0194-35-2119	普代村教育委員会 0194-35-2711
種 市 町		久慈消防署種市分署 0194-65-3001	種市町教育委員会 0194-65-2111
野 田 村		久慈消防署野田分署 0194-78-2165	野田村教育委員会 0194-78-2111
山 形 村		久慈消防署山形分署 0194-72-2302	山形村教育委員会 0194-72-3711
大 野 村		久慈消防署大野分署 0194-77-2121	大野村教育委員会 0194-77-2270
海上保安	第二管区海上保安部 022-363-0111 釜石海上保安部 0193-22-3820 宮古海上保安署 0193-62-6560		

【二戸教育事務所管内 二戸教育事務所 直通 0195-23-9210 FAX 0195-23-8019】

市町村名	警 察 署	消 防 署	教 育 員 会
二 戸 市	二戸警察署 0195-23-0110	二戸消防署 0195-23-7119	二戸市教育委員会 0195-23-3111
軽 米 町		二戸消防署軽米分署 0195-46-4119	軽米町教育委員会 0195-46-2111
九 戸 村		二戸消防署九戸分署 0195-42-3119	九戸村教育委員会 0195-42-2111
浄法寺町		二戸消防署浄法寺分署 0195-38-4119	浄法寺町教育委員会 0195-38-2822
一 戸 町		二戸消防署一戸分署 0195-33-3119	一戸町教育委員会 0195-33-2111

教育委員会危機管理検討委員会

所 属	職	氏 名	備 考
教育委員会	教 育 次 長	小 原 公 平	委員長
	教 育 次 長	田 口 淳 一	副委員長
学 校 財 務 課	参 事 兼 課 長	中 村 昭	
総 務 課	課 長	青 木 拓	
教 職 員 課	課 長	鳩 岡 矩 雄	
	小 中 学 校 人 事 監	岩 船 敏 行	
	県 立 学 校 人 事 監	鈴 木 文 雄	
学 校 教 育 課	課 長	伊 藤 学 司	
	生 徒 指 導 監	川 村 祥 平	
生 涯 学 習 文 化 課	課 長	藤 堂 隆 則	
	文 化 財 保 護 監	小 田 野 哲 憲	
ス ポ ー ツ 健 康 課	課 長	松 尾 光 則	
高 校 改 革 推 進 室	高 校 改 革 推 進 監	伊 藤 勝	

危機管理検討委員会幹事会

所 属	職	氏 名	備 考
総 務 課	主 幹 兼 課 長 補 佐	和 泉 正 憲	幹事長
	副 主 幹 兼 総 務 係 長	菊 池 政 善	
教 職 員 課	管 理 免 許 係 長	朝 倉 育 郎	
学 校 教 育 課	主 任 学 校 教 育 主 査	鈴 木 浩 之	
学 校 財 務 課	副 主 幹 兼 管 財 係 長	兼 田 明	
生 涯 学 習 文 化 課	主 任 調 整 主 査	大 崎 勝 夫	
ス ポ ー ツ 健 康 課	副 主 幹 兼 体 育 施 設 主 査	吉 田 寛	
高 校 改 革 推 進 室	主 任 管 理 主 事	小 原 一 信	

事務局

総 務 課	主 任	佐 々 木 哲 哉
-------	-----	-----------

教育委員会危機管理マニュアル

(平成13年12月)

発 行 岩 手 県 教 育 委 員 会
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電 話 0 1 9 - 6 2 9 - 6 1 0 6
(岩手県教育委員会事務局総務課)